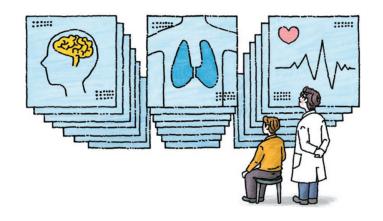
情報通信の現在と未来を展望する ネクストコム



Feature Papers

特集論文

医療データの利活用の目的と課題、 その解決のための方策

松村 泰志 国立病院機構大阪医療センター 院長/大阪大学 名誉教授

特集論文

European Health Data Space (EHDS) 法案の概要

加藤 尚德 株式会社KDDI総合研究所

シンクタンク部門渉外リサーチグループ グループリーダー/

一般財団法人次世代基盤政策研究所 理事·事務局長·研究主監

Paper

公募論文

地方議会のデジタル化と 議論の過程で気づく課題

河村 和徳 東北大学 大学院 情報科学研究科 准教授

Articles

学会長に聞く

デジタルアーカイブ学会

吉見 俊哉 会長

デジタル温故知新に向け社会に提言する

5年後の未来を探せ

松原 靖子さんに聞く

大阪大学 産業科学研究所 准教授

時系列ビッグデータを解析 リアルタイムで未来を予測するAI

江口 絵理 ライター

Report

学会リポート

石橋 真帆 東京大学 大学院 情報学環総合防災情報研究センター 特任助教 「2023 The Society for Risk Analysis Annual Meeting」参加報告

Ornicha Boonpanya 早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 博士課程 「Sustainability in the Digital Transformation」参加報告

古代ギリシャの医聖による箴言。 医術の習得には長い年月がかかる 医学の進歩には終わりがないこと

人生は短く、医術は長い ……ヒポクラテス

医術の習得には長い年月がかかるという意味だけでなく、

医学の進歩には終わりがないことを想起させる。



特集

医療データとその利活用

- 2 すでに始まってしまった未来について リスク管理と監視 平野 啓一郎 作家
- 4 | 特集論文

医療データの利活用の目的と課題、その解決のための方策

松村 泰志 国立病院機構大阪医療センター 院長/大阪大学 名誉教授

12 | 特集論文

European Health Data Space (EHDS) 法案の概要

加藤 尚徳 株式会社 KDDI 総合研究所

シンクタンク部門渉外リサーチグループ グループリーダー/ 一般社団法人次世代基盤政策研究所理事・事務局長・研究主監

21 | 公募論文

地方議会のデジタル化と議論の過程で気づく課題 河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科 准教授

32 | 学会長に聞く デジタルアーカイブ学会 吉見 俊哉 会長 デジタル温故知新に向け社会に提言する

34 | 5年後の未来を探せ

松原 靖子さんに聞く 大阪大学 産業科学研究所 准教授

時系列ビッグデータを解析 リアルタイムで未来を予測するAI

江口 絵理 ライター

40 | 学会リポート

石橋 真帆 東京大学 大学院 情報学環総合防災情報研究センター 特任助教 「2023 The Society for Risk Analysis Annual Meeting」参加報告 Ornicha Boonpanya 早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 博士課程 「Sustainability in the Digital Transformation」参加報告

44 | お知らせ

「Nextcom」論文公募のお知らせ 2024年度 著書出版・海外学会等参加助成に関するお知らせ

46 | 情報通信の歴史探訪

国際電話黎明期に大活躍した「声の美人」たち

48 | 明日の言葉

妻はヒポクラテス

髙橋 秀実 ノンフィクション作家

写真:道は続いていく。ストレイモイ島 (フェロー諸島)。 ©Anton Petrus/Getty images 文: 平野啓一郎

絵:大坪紀久子

リスク管理と監視

「リスク管理」が最も必要とされるのは、「取り返しがつかないこと」に関してだが、その究極は「死」だろう。こればかりは、起きてからではどうしようもなく、起きること自体を防ぐしかない。それが取り分け顕著なのが、テロのような凶悪犯罪とガンや脳卒中、心筋梗塞のような深刻な病気である。

犯罪も病気も、かつては起きてからの対処であり、対象は容疑者か、患者かと限定されていたが、予防となると、 犯罪と何の関係もない人や健康そのものの人をも含めた、 全市民が監視の対象とされる。犯罪を起こしそうな人、病 気になりそうな人は、事前に分からないからである。

対テロ対策の一般市民の監視は、プライヴァシーの侵害という観点から、大きな批判を招く。政治権力が、個々の市民のプライヴァシーを恣意的に監視すれば、どんな恐ろしい社会になるかは、論を俟たない。

他方、予防医学の場合、「監視されている」という不安はあまりなく、寧ろ大半の人が、積極的に定期健診に通い、スマートフォンの万歩計で、毎日の運動量をチェックし、就寝時にまでスマートウォッチを身につけて、四六時中、自身の体調をモニタリングしたりしている。テロ対策の場合、他人のせいで自分が犠牲者となるかもしれないという不安があり、だからこそ、自分が犯人扱いされるかもしれない不安とトレード・オフしてでも、監視を受け容れようとする。予防医学の場合も、監視を拒否して死ぬリスクがあるのはやはり自分だが、他人に殺される不安も、自分が犯人扱いされる不安もない。

当然、予防医学のデータも、IT 企業に吸い上げられているのだが、それは匿名化されて利用されているという理解から、ほとんど警戒されていない。勿論、個人情報と紐付けられてデータが流出し、就職差別などに悪用されれば、大問題だが、今のところ、そういう話はきかない。寧ろ生成 AI による診断に、日常的な監視のデータは不可欠となっていくだろう。



Keiichiro Hirano

小説家。1975年生まれ。1999年京都大学在学中に『日蝕』により芥川賞を受賞。 以後、『葬送』、『ドーン』、『空白を満たしなさい』、『透明な迷宮』、『マチネの終わりに』、 『ある男』、『「カッコいい」とは何か』、『本心』、『死刑について』など、数々の作品を発表。 『三島由紀夫論』(新潮社)で2023年、小林秀雄賞受賞。

特集をデータとその利活用

健康・医療分野の研究データと臨床情報を集約し、 一体的に利用することへの期待がある。 適切な個人情報の保護を図りつつ、 医学と社会の発展を両立する制度設計はできるのか。 その課題に向き合う。



医療データと その利活用

医療データの利活用の目的と課題、その解決のための方策

■国立病院機構大阪医療センター 院長/大阪大学 名誉教授

松村 泰志

Yasushi Matsumura

- ◆ 日本では、一人の患者を複数の医療施設で診る体制であるが、 医療記録は各医療施設内に保管され、医療施設間で有効に共有できていない。
- ◆ 電子カルテデータを観察研究に利用するニーズがあるが、そのためには、記録をフリーテキストで記載する 現状から、テンプレートに入力して構造化データとして記録する方式に変える必要がある。
- ◆ 各病院で各患者の各診療課題にひも付けてデータを入力し、医療情報プラットフォームに収集して 生涯の医療記録として管理するEHR・PHRを構築する必要がある。
- ◆ 公衆衛生の研究や政策のためには、公的データベースを活用すべきであるが、 被保険者番号を個人識別子としてデータベース間のデータ連結を可能とすること、 個人が特定されないことを保証する安全なデータ利用環境を整備することが必要である。

キーワード

電子カルテ 観察研究 公的データベース PHR (Personal Health Record) 被保険者番号

医療では、医師は患者の状態を把握するために問診、診察、検査を実施して診断し、知識体系に照らし合わせて治療を選択する。治療後、病状の経過をモニターし、新たな問題があった場合に診断し治療する。医療データの利活用には二つの目的がある。一つ目は医療のために病状を把握する目的、二つ目は適切な判断の根拠となる知識を生成する目的である。前者を一次利用、後者を二次利用と呼ぶ。

1. 医療データの一次利用の目的と現状の課題

疾患には、一般的な感染症のように完全に治癒する ものがある一方、糖尿病のように発症すると治癒が難 しい疾患もある。治療ができても再発リスクを抱える 疾患もある。先天性疾患では病気と共に生きることに なる。

日本の医療は、各医療施設に役割があり、患者はそ のときの状況に応じた医療施設で受療し、必要に応じ て別の医療施設に紹介される。高齢者の場合は、かか りつけ医で見つけられた疾患を急性期医療施設で治療 を受けた後、別の医療施設でリハビリを継続し、自宅 に戻るか、介護施設に移って介護を受けながら生活を することが多い。診療所の医師、病院の医療者、介護 士、訪問看護師や在宅医療の医師など、多くの医療福 祉関係者が患者に関わる体制を取る。その際、医療記 録はそれぞれの医療施設で作成され、転院するたび に、実施した医療内容を診療情報提供書にまとめ、転 院先医療施設に引き継いでいる。

医療記録は、1980年ごろまでは全て紙に記録され ていた。1980年代になり、オーダエントリーシステ ムが登場し、医師が直接コンピュータに入力して中央 診療部門、会計部門にデータを送信することで病院全 体を効率化させた。1999年、厚生省が診療録の電子 媒体での記録を認める通知を発出し、初診時記録、経 過記録、重症系記録、各種検査レポート、手術記録、 退院時サマリー等をコンピュータに入力して管理する 電子カルテシステムが医療施設に広がっていった。そ れまでは、医師、看護師らは職種ごとに医療記録を作 成していたが、電子カルテの導入により同じシステム に記録することで情報の共有化が進み、多職種のチー ム医療が促進された。画像についても PACS (Picture Archiving Communication System)が導入されて統合 的に管理されるようになった。2010年ごろには、か つて紙・フィルムで管理されていた医療記録が全てデ ジタル管理に置き換えられていった。

現在、電子カルテは大規模な急性期病院ではほぼ 導入されているが、中小の病院、診療所ではまだ50% 程度の導入率である。介護施設でもそれほど導入され ていない。数多くある小規模の各医療施設にサーバを 設置する構成では維持管理に難点があったが、クラウ ド型のシステムが開発されたことで、この問題は解決 され、今後の普及が見込まれる。

一方、医療施設間の情報共有は、診療情報提供書で 行われる形から進展がなかった。電子カルテで作成さ れた診療情報提供書を紙に出力して郵送か FAX で相 手先に送付し、受け取った側では、これをスキャンし て電子カルテに取り込んでいる。

2010年ごろから地域医療連携システムを導入する 動きが始まった。診療記録データをWebシステムに コピーし、他の医療施設から閲覧可能にするものであ る。このモデルは病院数が少ない地域でうまく機能し たところがあるものの、都会での導入は難しい。ま た、診療所から情報が発信できないこと、比較的小さ な医療圏の中に限定されることに課題がある。

以上の通り、日本の医療は、一人の患者を複数の医 療施設で診る体制であるが、医療記録は各医療施設内 に保管されているだけで、医療施設間で効果的に共有 できておらず、まして個人の生涯の医療記録は、どこ にも管理されていないとの課題がある。

2. 治療の評価のための 医療データの二次利用の現状の課題

かつては患者への治療の選択は、医師の経験に基づ くしかなかったが、必ずしも正しい選択となってい なかった。1990年代になり、しかるべきデザインで 評価された結果(エビデンス)に基づいて医療を行う Evidence Based Medicine (EBM)が目標とされ、エ ビデンスを得るための臨床研究が盛んに実施されるよ うになった。

治療の評価は、評価対象とする疾患とそのタイプ・ 重症度を定め、評価目的の治療と対照となる治療を実 施し、治療効果を示す結果(アウトカム)の差を比較 する方法で行われる。このとき、治療法を選択する 理由がアウトカムにも影響する「適応による交絡」が ない評価法が必要とされる。例えば、重症の患者に 新薬が使われる傾向があった場合、アウトカムは新 薬の方が悪くとも新薬が無効とは限らない。適応に

よる交絡を除く方法として、くじで治療を選択する Randomized Controlled Trial (RCT) *1 が考案され、このデザインによる臨床研究が盛んに実施されるように なった。

臨床研究のためのデータ収集は、あらかじめデータ収集項目を決め、これを記録するための症例報告書(CRF: Case Report Form)を配布し、これに各症例の医療データを書き写し、CRFをデータセンターに集めてデータベースに入力する方法を取っていた。医療施設では医師は診療録への記載が必要であるが、診療中にCRFへも記載することはできないので、診療が終わった後、診療録を見てCRFにデータを書き写す作業をしていた。医師は診療業務で忙しいため、この作業を補助する職員を雇用して代行する体制を取るようになった。また、CRFへの転記ミスがないかを確認するため、モニターと呼ぶ職員を病院に派遣し、診療録とCRFを照合する手順が踏まれていた。

こうしたデータ収集を効率化させるためにElectronic Data Capture (EDC)が導入された。医療施設側では、紙のCRFに書き込む代わりにEDCに直接入力することにより、データセンター側の業務が効率化した。しかし、医療施設側では、紙のCRFがEDC端末に代わっただけで、効率化に寄与していない。RCTは人手を要し費用がかかるために、高齢者や併存疾患を持つ患者を除外して対象を絞る傾向があり、評価が偏る。また、治療をくじで決めることに倫理的ジレンマが生じやすい問題もある。

こうしたRCTによる欠点を補い得る方法として、 観察研究が注目されるようになった。観察研究では日 常的な診療データを収集し、マッチングにより背景因 子が近い症例を選んで群を形成して評価する方法、多 変量解析による方法などで交絡を除いて正しい結論を 導き出す。観察研究が注目されるようになった背景 には医療情報の電子化がある。このデータを利用す ることで観察研究が可能となると期待されているの である。このことは Real World Data あるいは Real World Evidence との言葉で表現されている。2017年のFDA* 2 のコミッショナーである Scott Gottlieb が Real World Evidence は RCT に取って代わるものではないものの、RCTを補完する上で重要であり、治療薬などの開発に活用すべきだと発言したことで、世界的な潮流となっていった。

しかし、観察研究を実施するためには、単に診療情報が電子化されただけでは不十分である。交絡を除き正しく評価するためには、アウトカムに関わる因子を全て収集すること、統一的な基準で評価したアウトカムデータを収集することが必要である。これらのデータをどのようにして収集するかが課題となる。現状では、やはりEDCでデータを収集しているが、観察研究ではRCTよりも多くのデータを集める必要があり、これでは観察研究も負担が大きく、推進する意味がほとんどないことになる。

臨床研究では長期アウトカムの評価が重要となることがある。例えば糖尿病治療薬は、HbAlcの低下効果で評価するのではなく、糖尿病性合併症の発症予防効果で評価するべきである。生体内に人工物を埋め込む治療では、短期的な合併症の発生率だけでなく、耐久性が評価されるべきである。これを可能とするためには、症例を長期に追跡する必要がある。しかし、患者はその間に転院することがあり、転院先の医療施設に研究に協力してもらうのは難しく、長期のアウトカムデータを取得するのは難しい。

3. 政策のための 医療データの二次活用の現状の課題

公衆衛生学は、疾患の発症のリスク因子を特定し、疾患発症の予防を目指す学問領域である。例えば、動脈硬化性疾患について、リスク因子を明らかにし、生活習慣病の概念を確立させた。リスクが特定される

^{*1} RCT: ランダム化比較試験…対象となる患者について、同意を得た上で目的の治療を実施する群、従来の治療をする群などにランダムに割り付けして、割り付けられた治療方針に従って治療を行いデータを収集する研究デザイン。

^{*2} FDA:アメリカ食品医薬品局

と、このリスクを除くことで疾患発症を予防できるかを確認する。こうした研究を実施する場合、対象は健常な一般市民であり、アウトカムは疾患の発症となる。利用する手法は観察研究と共通する。ある特定の市民を調査対象にして追跡調査する方法が取られるが、かなり大きな予算と研究体制、市民の協力が必要となる。

医療はどの国でも国家事業と捉えている。日本では、国民皆保険制度が敷かれ、医療施設の数、医療従事者の数、医療費の単価など、ほぼ全てを国が管理する方式を取っている。国が適切に医療をコントロールするためには根拠となるデータが必要になる。こうした政策のためには横断的な調査が必要となる。国民の疾患の有病率(ある時点である病気である人の割合)、疾患の発生率(ある一定期間にある病気に新たになる人の割合)を年齢層別、性別に求めることが基本となる。疾患のタイプ・重症度ごとにカウントできるとよい。また、疾患のタイプ・重症度ごとに患者が受けた医療内容を調査することも重要である。地域別に見ると、都会で実施されている治療が、ある地域では実施されていないなどの状況が見えてくる。

今後、高齢化が進むことで医療のボリュームが増えることに加え、医療技術が進歩することで医療費は増加することが予想される。高度経済成長の時代には問題なかったが、経済があまり成長しない現状の日本において、医療費の高騰は国家的課題となっている。これまでは、医療の無駄を省くことで医療費の増加を抑制してきたが、行き過ぎると医療崩壊を招くことになる。診療報酬を変更する場合、事前にシミュレーションをして医療施設の収益を予想してその妥当性を評価する必要がある。国民皆保険制度が将来も維持できるのか、修正を加える必要があるのかは、今後の重要課題になるはずである。その際、医療の状況を正しく把握する必要があり、そのためのデータ収集が必要である。

政策のためには、全国民を対象とした悉皆性のある

データを集める必要がある。例えば、研究に興味を持 ち積極的に協力してくれる人を対象として調査を実施 した場合、その結果は積極的姿勢を持ちインテリジェ ンスの高い人にのみ当てはまる偏った結果である可能 性がある。国民全てを対象とする医療データは、国の 制度により収集されるデータに限られる。日本では、 レセプトデータ、DPCデータ、介護保険データ、障 害福祉データ、指定難病の臨床データ個人票、がん登 録データ、感染データ、予防接種データ、死亡届デー タがこれに当たる。こうした国の制度で収集された データを管理するデータベース(公的データベース) は、公衆衛生領域の研究、政策のための調査にとって 価値が高い。しかし、多様な形の研究で利用すること を想定せずにデータを収集しているため、積極的に二 次活用するためには、法改正を含めた体制の整備が必 要である。

4. 複数医療施設からの 医療データの二次活用の現状の課題

上記以外でも、医療データは、施設内では、施設の活動の評価や臨床研究の対象患者の抽出などに利用するニーズがある。これらは、業務系データベースからデータウェアハウスにデータを移して実施している。

複数の医療施設が共同して行う分析では臨床研究を目的とすることが多い。臨床研究には悉皆性を要さない横断的な解析や過去にさかのぼって解析する研究もある。医療施設内ではローカルコードが使われているため、複数施設からデータを集める場合、ローカルコードを標準コードに変換して収集する必要がある。しかし、標準コードに変換可能な項目は、それほど多くない。また、臨床研究にとって重要なデータは、そもそも構造化データとして存在していない。現状では、PMDA*3によるMID-NET*4、次世代医療基盤法に基づくデータ収集の事業がなされ、DPCデータ、オー

*3 PMDA:独立行政法人医薬品医療機器総合機構
*4 MID-NET: Medical Information Database Network

ダデータ、検体検査結果データが収集され、利用可能 とされている。これらにデータ提供している医療施設 の数は多く、患者数としては十分あると思われるが、 臨床研究で活用するには利用できるデータの種類が圧 倒的に足りていない。

5. 一次利用の課題解決のための方策

一人の患者の一つの疾患については、発症当初からの一連の記録が管理されるのが望ましいが、慢性疾患では発症後の生涯の記録が、先天性疾患では生まれてからの生涯の記録が対象となる。こうした長期の記録を管理するためには、現状のように各医療施設の記録をつなぐ方式では難しく、医療施設の外に医療情報プラットフォームを設置し、各医療施設で作成された記録のうち、重要な記録をプラットフォームに送信し管理する方式が必要となる。

現状の電子カルテは、患者の複数ある疾患のそれぞれに、関連する医療記録がひも付く構造にはなっていない。また、フリーテキストで記録されている部分が大半であり、診断の根拠となるデータ、疾患のタイプや重症度を拾い出すことすら難しい。こうした混沌とした記録物から、プラットフォームに対して疾患ごとに重要な情報を整理した形で送付することは不可能である。

こうしたことから、生涯の医療記録を管理するためには、医療情報プラットフォームを構築すると同時に、電子カルテの記録方法を変えていく必要がある。まず、診療録を整理した形で記録できる入力テンプレートを使った機能が必要である。著者は、1997年ごろから入力テンプレートの開発に取り組み、ダイナミックテンプレートと呼ぶ入力ツールを開発してきた。ダイナミックテンプレートは、階層構造を持ち、入力値に応じて下位階層の項目が変化して詳細な入力を誘導し、XMLの構造化データと叙述的表現のテキストデータを同時に生成する。この入力ツールは、現

在では著者が立ち上げたベンチャー会社 (MKS) 1) で開 発し、500以上の病院の電子カルテで利用されている。 さらに、医師が登録した患者の診療課題と入院や手術 などのイベント発生に合わせて必要なタイミングで入 力すべきテンプレートを提示する機能を開発した。こ れにより、診療課題を登録すると、その患者で必要な 一連の記録の入力が誘導され、プラットフォーム側に 標準化した記録に変換して送信することが可能とな る。患者が別の医療施設に転院した場合、転院先で診 療課題を引き継ぎ、続きの記録を作成するようシステ ムが誘導する。医療施設がこの仕組みを導入すれば、 プラットフォーム上に患者の生涯の記録が整理された 状態で管理されることになる。こうして作成するコア となる医療記録に加え、アレルギー・禁忌情報、検体 検査結果・画像検査・生理検査・病理検査等の検査結 果情報、処方・注射・手術などの治療情報が加わる と、目標とする記録が作成できる。

こうして個人の生涯の医療記録が保管されるようになった場合、誰がこの記録の閲覧権をコントロールするかが問題となる。現状では、記録作成者がコントロールするポリシーとなっているが、かなり過去の記録にこのポリシーは適用できない。患者の診療を担当する医療施設はその患者の医療記録を閲覧できるとするのは一案であるが、閲覧者が医療施設の医師であることを証明することは難しく、なりすましによる情報漏えいが起こりやすくなる懸念がある。こう考えると、患者自身が自分の医療データの閲覧権をコントロールし、見せたい医師に見せるようにするのが妥当ということになる。患者の意識が無い状態で救急病院に運ばれたような状況のみ、特別に患者の許可なく閲覧できる方法を定めておくのがよい。

プラットフォーム上で個人の医療記録を管理するシステムを Electronic Health Record (EHR)と呼ぶ。また、個人が自分の医療データを閲覧するシステムを Personal Health Record (PHR)と呼ぶ。海外の進んだ

国ではEHRが導入されており、さらに、患者自身が 自分の医療データの一部を閲覧できるPHR機能が組 み込まれている。

大阪大学医学部附属病院(阪大病院)では、三井住友銀行が主体となり、プラスメディ、NEC、MKSなどが協力して、医療情報銀行の実証事業を行っている²⁾。医療情報銀行はEHR・PHRと同義である。このプロジェクトでは、上記のテンプレートによる診療課題を軸に、医療施設を超えて継続的に記録ができる仕組み、患者自身が症状などを入力する仕組みを導入しようとしている。また、全ての登録患者には、処方データ、検体検査結果データ、アレルギー・禁忌データを自分のスマートフォンで閲覧できるようにした。妊娠、ペースメーカ植え込み、腹膜透析の患者には詳細データを返しており、患者には好評である。この仕組みを充実させ、電子カルテベンダーに協力を得ながら他の医療施設に広げていく予定である。

6. 観察研究の課題解決のための方策

電子カルテとEDCを連結させることは原理的に不可能である。観察研究のためのデータ収集に電子カルテデータを人手でEDCに転記していたのでは観察研究の利点が失われるので、電子カルテから直接EDCに登録できる仕組みが必要である。阪大病院では、関連病院と協力して、各電子カルテシステムとデータセンターをネットワークで結び、こうしたシステムを導入して実証している。このシステムをClinical Data Collection System (CDCS)、電子カルテに組み込むシステムをCRFレポータと名付けた。CRFレポータは、MKSが開発したものと富士通が開発したものの2種類があり、富士通の電子カルテには富士通のものが、それ以外の電子カルテにはMKSが開発したものを組み入れている。

CDCSは、従来の紙の運用の流れをそのままシステム化したモデルである。医療施設では、あらかじめ

用意された電子症例報告書(eCRF)にシステム的に 記録し、eCRFをデータセンターに送信し、データ センターでは、eCRFに記録されたデータをシステ ム的に取り出しデータベースに登録する。eCRF の 標準規格は国際標準化団体であるCDISC (Clinical Data Interchange Standards Consortium) に より Operational Data Model (ODM)として定めており、 ODM をインポートする機能を持つ EDC が少なから ず利用されている。このモデルでは電子カルテ内で eCRF (ODM)を作成する必要があるが、これを担う のが CRF レポータである。患者をある臨床研究にエ ントリーすると、CRFレポータは臨床研究にひも付 く一連のテンプレートの入力を誘導し、テンプレート が登録されるとeCRFを生成してデータセンターに送 信する。MKSが開発したシステムでは、テンプレー トマスター、ODM、構成ファイルをプラットフォー ム側から各病院のCRFレポータに配信し、事前準 備を自動化している。この仕組みによって診療録と CRFを同時に作成できることに加え、電子カルテに 記録されているデータ(検体検査結果、処方データな ど)をeCRFに引用できる利点がある。これまで36の 臨床研究でデータ収集に利用されている。

CRFレポータの機能は、先に説明したPHRのデータ収集機能と類似している。実は、先に示したPHRのデータ収集方式は、このCRFレポータから発想を得て考案したものである。PHRでは、診療課題にひも付く一連のテンプレートで構造化データとしてデータを収集しているので、これを臨床研究に活用することが可能となる。PHRにより長期のアウトカムデータが収集できる。

PHRに蓄積された医療データを二次活用する場合、個人のスマートフォンを利用したeConsentを導入することで、同意取得の手間が省ける。個人にデータ利用の許可を求める問い合わせが頻回になると、答えるのが面倒になって許可が得られない懸念がある。そこで、個人の設定で、データ二次利用のカテゴリーご

とに「同意」「不同意」「都度内容確認」を登録しておき、二次利用の申請に対し倫理審査委員会がどのカテゴリーに属するかを判定し、その結果に応じて個人の設定方針に従って同意の判断がされることをイメージしている。もし考えが変わったら、自分で設定を変更すればよい。

7. Real World Data の有効活用の方策

PHR は個人を長期に追跡する研究には利点があるが、全国民を対象とする悉皆性を要する研究には不向きである。悉皆性を要する研究・調査には公的データベースを活用すべきである。しかし、これを活用するためには二つの課題に取り組む必要がある。

一つは、個人情報漏えいへの対策である。これらの データは同意を得ずに集められたデータであり、二次 利用をすることで個人に不利益が生じることがないこ とを保証する必要がある。データベースに個人識別情報を含めていなくとも、データを組み合わせることで 個人が識別できる可能性がある。そこで、データベース管理機関を設置し、生データを外部に取り出せないように管理した上で、利用者にデータ利用申請書を提出させ、審査して個人を特定する検索がされないことを確認し、データベース管理機関側でデータ検索処理を行うか、利用者にデータ処理をさせ、そのログを取り監視する。個人が識別されないことが保証できれば、個人に不利益をもたらすことはないはずである。

二つ目のポイントは、被保険者番号での個人データのひも付けである。被保険者番号はマイナンバーとひも付けられており、転職や退職により加入する保険が変わったとしても、オンライン資格確認システムでは、前の被保険者番号とひも付けることができる。これにより同一個人が保有していた被保険者番号を過去にさかのぼることが可能となり、別々に生成されたデータベースを被保険者番号により連結させることが技術的には可能となる。例えば、がん登録データに被

保険者番号を登録しておくことで、レセプトデータを管理する NDB (National Database) と連結が可能となり、あるがんの患者群がどのような医療を受けたかを調べることができる。また、死亡届のデータにも被保険者番号をひも付けることで、がん登録と連結させて、あるがんに罹患した集団の生存曲線を描くことが可能となる。このように被保険者番号を臨床研究に利用できるようになると、公的データベースの価値が極めて大きなものとなる。

複数の医療施設が協力してデータ収集してデータ解 析基盤を作る事業では、データ項目コードが標準化さ れている必要性がある。現状では、実施した医療内容 に関するデータは含まれるが、患者の状態に関する データは乏しい。レセプトに登録される病名がよりど ころとなるが、レセプトの病名は不正確である。患者 の状態を知るには、検査レポートを取り込むべきであ る。現状では、検体検査結果データは取り込まれてい るが、画像検査や生理検査、病理レポートが取り込ま れた事例は聞かない。これらは多くの部分がフリーテ キストで記載されているため、データ検索集計になじ まないためと思われる。著者らはフリーテキストで記 載された画像レポートを最新の自然言語処理技術を適 用させることで90%の精度で構造化データに変換可 能であることを示してきた。今後、改良を加えること でさらに精度を上げることは可能と思われる。こうし た技術の発展を見越して、フリーテキストで記載され たデータも、検査項目コードを統一化した上で収集す ることは、将来有効になると思われる。

Real World Dataを集めることで、このデータベースだけで臨床研究を完結させることができると誤解する人がいる。疾患の頻度を調べるなどの横断的な研究には向いているが、介入研究やリスク研究については、これだけで完結できることはまれである。これらの研究を実施するためには、従来通り、研究グループにより必要なデータを集める努力が必要になる。しかし、対象者の被保険者番号を取得し、公的データベー

スから長期のアウトカムが取得できると、より意義の 高い研究ができる。その場合、あらかじめ個人から同 意を得ておくべきであるが、同意がある場合に公的 データベースから対象者の特定のデータを取り出すこ とは十分許容されると考える。

8. 医療データの情報資産としての視点

プラットフォーム上に精度の高い医療データが保存 されることで臨床研究が促進されることを述べてき た。しかし、現状では、精度の高い臨床データを記録 するためには収集項目を設定するなどの人の力が必要 となる。こうして集めた臨床データの二次利用につい ては、データ利用権のポリシーを明確にすべきであ る。例えば、ある研究グループが入力フォームを定め て共同してデータを電子カルテに記録し、これが医療 情報プラットフォームに移された途端、関係のない研 究者が利用して先に論文を作成するなどのことが起こ り得る。国の制度の下で集められたデータは公益のも のとして利用可能とすべきであるが、研究グループが 努力して集めたデータについては、一定期間そのグ ループのみ二次利用可能とするか、このグループに対 価を払って利用させるなど、グループの権利を認める ポリシーを定めておくべきと考える。これにより精度 の高いデータを収集する活動が活性化され、良い循環 が生じることが期待できる。



Yasushi Matsumura

松村 泰志

国立病院機構大阪医療センター 院長 /大阪大学 名誉教授

1985年大阪大学医学部卒業。同附 属病院第一内科、大阪警察病院循環 器内科で勤務。1989年より大阪大 学医学部博士課程。医学博士。1992 年より同附属病院医療情報部助手 となり病院情報システムの構築に 従事。1999年より同助教授・副部 長、2010年より大阪大学大学院医 学系研究科医学専攻情報統合医学講 座医療情報学教授、医療情報部部長、 2014年より病院長補佐。2021年 より国立病院機構大阪医療センター 院長、大阪大学名誉教授。現在に至 る。電子カルテシステム、診療デー タ二次活用、臨床研究支援システム、 EHR/PHR、医療人工知能応用等の 研究に従事。日本医療情報学会(理 事)、日本生体医工学会(理事)、医療 の質・安全学会(理事)、日本循環器 学会、日本内科学会等に所属。

1) 株式会社エムケイエス https://mksinc.co.jp/

2) https://www.smfg.co.jp/dx_link/article/0005.html https://www.smbc.co.jp/kojin/decile/

医療データと 2 その利活用

European Health Data Space (EHDS) 法案の概要

■株式会社 KDDI総合研究所 シンクタンク部門渉外リサーチグループ グループリーダー/ 一般財団法人次世代基盤政策研究所 理事・事務局長・研究主監

加藤 尚徳 Naonoi

さまざまな分野でDXが進められる中、医療分野も例外ではない。

特に、医療分野におけるデータ活用のための環境整備は急務で、患者のケアのための一次利用、

研究開発や政策立案のための二次利用の両面での期待が高まっている。

このような中で、2023年6月16日に閣議決定された規制改革実施計画では、

厚生労働省、個人情報保護委員会のそれぞれに検討の要請がなされた。

海外に目を向けると、EUではCOVID-19を教訓として、GDPRがある中でいかに円滑に欧州市場におけるヘルスデータの活用を進めるかの議論がEHDSというかたちで進められている。

本稿では、EUにおけるEHDSの議論を概観し、わが国の今後の医療分野におけるデータ活用の一助としたい。

キーワード

EHDS GDPR 医療情報 ヘルスデータ 個人情報保護

1. はじめに

2022年5月に欧州委員会はEuropean Health Data Space (EHDS)に関する法案を提案¹⁾した。EHDS は欧州においてヘルスデータを取り扱うデータスペースを構築し、ヘルスケアのいくつかの目的のためにデータを積極的に活用していこうとする取り組みである。2020年2月、欧州委員会は新しい政権における欧州のデジタル戦略を公表した。デジタル戦略ではデータス

ペースの基本的な考え方が示された。データは、経済成長、競争力、イノベーション、雇用創出、社会進歩全般に不可欠な資源であり、欧州共通のデータスペース経由で、経済や社会において利用する。また、データスペースで、①ヘルスケアの改善、②より安全でクリーンな交通システム、③新しい製品とサービス、④公共サービスのコスト削減、⑤持続可能性とエネルギー効率の向上、を実現することを目的としていることが明らかにされている。EHDSはヘルスデータに関する単一市場の一例として捉えることができる。

一方で、国内では、2022年11月7日開催された内 閣府規制改革推進会議の第2回医療・介護・感染症対 策ワーキング・グループにおいて、事務局から「医 療データの利活用と個人の権利・利益の保護の在り 方について」と題した報告が行われた²⁾。この報告で は、医療データの活用における「同意」の必要性が一 つの論点として捉えられており、同意なく医療データ の活用が可能であるか、必要な本人保護の在り方に関 する検討がなされた。これらの議論を経て、2023年6 月16日に閣議決定された「規制改革実施計画3」では、 「〈医療・介護・感染症対策分野〉(1) デジタルヘルス の推進① - データの利活用基盤の整備 - No.1 医療等 データの利活用法制等の整備」として、「厚生労働省」 は「医療等データに関する特別法の制定を含め、所要 の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討 する |、「個人情報保護委員会 | は「個人情報保護法の 制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討 を行う」ことが含まれた。これは、わが国においても 医療データ、つまりヘルスデータの活用を前提とし た、既存の個人情報保護法制に閉じない議論が開始さ れたと言っても過言ではないだろう。

欧州におけるGDPR (General Data Protection Regulation) 以降、わが国においてもいわゆるGDPR 対応が話題となるほど、このデータ保護の考え方は注目に値する。GDPR下においてどのようにヘルスデータを活用できるようにするかは、わが国の個人情報保護法とGDPR が相互に制度を承認している現状において、単なる比較法以上の意味を有する。

EHDS 法案の提案に先立って、2021年2月1日、欧州委員会は"Assessment of the EU Member States' rules on health data in the light of GDPR"(以下「影響評価」)を公開している 4 。これは、GDPR におけるヘルスケアデータについて、加盟各国の国内法の整備をはじめとした影響評価について調査されたものである。EU (欧州連合) 加盟国間で起こり得る相違点を調査し、医療、研究、イノベーション、政策決定を

目的とした EU における保健データの国境を越えた交換に影響を及ぼす可能性のある要素を特定することを目的としている。また、欧州委員会による欧州委員会の提案後、2022年7月、EDPB (European Data Protection Board) と EDPS (European Data Protection Supervisor) は EHDS 法案に対する共同意見を公表した⁵⁾。EDPB、EDPS がデータ保護の視点からどのような意見を出しているかは注目に値する。

筆者は一般社団法人次世代基盤政策研究所の欧州調査特別WGの活動を通じて⁶、EHDS 法案および法案に関連する文書の分析を行ってきた⁷⁷。また、2023年4月26日から5月5日にかけて、英国および欧州の当局を訪問しヒアリングを行った。本稿では、これらの内容も参考に、EHDS 法案を概観する。

2. 影響評価における注目点

影響評価は全8章で構成されており、第1章はイントロダクション、第2章では、結果の相互検証を可能にするために、混合手法アプローチの一部として使用される手法の概要が示されている。第3章では、ヘルスデータの一次利用(機能1)について解説されている。第4章は公衆衛生目的での二次利用(機能2)に焦点が当てられ、第5章は研究目的での二次利用(機能3)に焦点が当てられている。次に第6章では、医療提供と二次利用に関する権利の両方について、ヘルスデータに関する患者の権利をより詳細に論じられている。第7章は、加盟国内および加盟国間のデータ共有のためのガバナンスモデルを取り扱っている。第8章では、EUレベルで考えられる将来の行動と、ステークホルダー間でのこれらの行動の各タイプに対する支援について述べられている。

2.1 一次利用と二次利用

報告書では、ヘルスデータの機能を三つに分類している。機能1はデータ医療提供者による当該患者への

健康および社会的ケアの提供を目的とした処理を指す。機能2は保健医療システムの計画、管理、運営、改善を含む、より広範な公衆衛生目的のためのデータ処理を指す。ここには、伝染病の予防・管理、健康に対する深刻な脅威からの保護と、医療ならびに医療製品および医療機器の質および安全性の高い水準の確保が含まれている。機能3は、製薬業界、医療技術業界、保険会社など、公的および民間部門の組織(オリジナルデータの管理者ではない第三者)による科学的または歴史的研究のためのデータ処理を指す。これらの機能1から3は一次利用と二次利用に分けられている。

機能1は、患者に医療またはケアサービスを提供する目的で、医療および社会ケア提供の文脈において患者から直接収集されるヘルスデータに関するものである。これは一次利用と呼ばれている。

機能2および3は、ケアを提供するという文脈で最 初に収集されたが、後に別の目的で再利用される可能 性があるヘルスデータの再利用に関するものである。 これは二次利用と呼ばれている。このような二次利 用は、国家的な医療制度の保険者(保険会社の公的機 関)、公的研究機関(大学や公衆衛生研究所など)のよ うな公的機関ではなく、医薬品当局や通知機関といっ た規制当局や産業界によるものである。産業界には、 大手および小規模の製薬および医療技術企業、保険お よび金融サービス業界の企業、ソーシャルメディア および家電業界の企業、および新興の AI (人工知能) 業界が含まれる。機能2および3は、電子健康記録シ ステムなどの一次使用リポジトリ内に残るデータを利 用することができるが、国または地域レベルで疾患の 発生率および有病率を計算するためにデータを収集す る疾患レジストリなどの他のシステム内にまとめるこ ともできる。三つの機能は、取り扱いが第9条(2)の GDPR の第9条(1)の一般原則の例外の一つに該当す る場合に行うことができる。この例外は、ほとんどの 場合、EU法または国内法に基づいて適用される。

2.2 適法な処理の根拠

機能に関する三つの区別は、医療システムにおける これらのデータの機能を区別し、加盟国におけるデー タの使用とガバナンスのそれぞれの法的根拠を記述す ることを目的としている。「二次的利用」という用語 は GDPR にはないが、第5条(1)(b) に規定された目 的制限原則に記載されているデータの「追加的取り扱 い」という用語とおおむね一致している。これは、収 集時に特定されたものと異なる可能性のあるデータ の取り扱いは、そのような追加的取り扱いが(とりわ け)研究目的であり、かつ、GDPR 第89条 (1) に規定 された保護措置に従って行われない限り、当初の目 的と両立しない場合には許可されない。機能2および 3に従ったヘルスデータの使用は、「追加的取り扱い」 の一形態であるか、またはそれらの機能のために特別 に収集することができる。正当性(法的根拠)は、一 般に、国内法制度の存在に依存する。そのような法律 が存在しない場合、同意がデータ処理のためのデフォ ルトの正当性となる。

2.3 一次利用に関する処理の根拠の選択

報告書の第3章では、機能1、患者ケアのためのデータの使用に焦点を当て、法的根拠について議論が行われている。多くの国が、法的根拠の中にインフォームドコンセントを含んでいる。

また、アプリや機器からのデータ、あるいは EHR と PHR の間で共有されるデータなど、患者がより直接的に管理する健康データに向かうにつれて、患者の同意への依存度が高まり、特定の分野の法律の使用頻度が減少していることが分かる。ケアに使用されるデータのガバナンスに関する報告から最も重要なことは、使用される法的根拠の多様性である。

この多様性には二つの理由がある。第1に、医療サービスは、サービスの提供方法やデータの処理方法を規定する多くの法律やガイドラインがある複雑な規制環境で運営されている。GDPRの法的根拠と国内法

の詳細との間に互換性がないために、EU域内でのケア目的のための健康関連データの共有が妨げられることが言及されている。第2に、医療提供者と患者の間での医療提供者間の情報交換の実際的な面が非常に複雑であることが指摘されている。多くの国には複数の医療記録があり、加盟国内および加盟国間のデータフローの問題がしばしば生じている。国別の設定では、これは多くの場合、記録システム間の技術的な相互運用性の欠如や、患者識別や医療専門家の認証などの関連する問題に対する運用上の相互運用性の欠如につながっている。

GDPR 自体だけでなく、越境医療に関する分野別の 法律や EU 条約自体も、こうした分断化の問題を克服 する機会を提供している。EU 法または加盟国の国内 法は、特定の状況における健康関連データの取り扱い を促進するための規定が設けられている。これらの不 統一が、断片化の原因となっている。

2.4 二次利用に関する処理の根拠の選択

機能2について、ほぼ全ての加盟国において、処理のための国内法が存在するものの、医薬品および機器の両方について、市販後調査の組織方法に関して加盟国間に大きな違いがあると捉えられている。全てのヘルスデータへの完全なアクセスは、いずれの国においてもまだ整備されていない。

また、COVID-19への対応に関する議論は、公衆衛生の脅威における新しい傾向のタイムリーな同定を促進するために、データの共有を確保する法律の役割について、より多くの注意が必要であることを示している。EU レベルで公衆衛生の目的を支援するためにEU レベルでのさらなる規制の必要性が言及されている。

さらに、AIをはじめとする新たな技術の進歩や、アクセスに依存するデータの重要性の高まりは、欧州の医療システムの回復力を確保し、EUが新しい技術の開発に向け、世界での先導的な役割を果たすデータ

のより良い利用を促進する EU レベルの行動を促す重要な原動力となることへの期待も述べられている。

機能3に関連して、GDPRの実施における加盟国間の相違が研究者のデータアクセスにどのように影響するかに焦点が当てられている。加盟国内および加盟国間の両方でヘルスデータへのアクセスを規制する異なる規則および規制があり、それが国内および国境を越えた研究の両方の文脈において研究者に影響を与えるということが指摘されている。ヘルスデータの処理を管理するルールが意図した研究にどのように適用されるかを研究者が理解することが難しくなっている点が確認されている。

GDPR は、加盟国が研究のためのデータの使用を認める法律を採択することができると規定している。しかしながら、加盟各国においてこれらの立法状況は異なる。GDPR の実施および解釈の方法における加盟国間の相違は、研究目的のための加盟国と EU 機関との間のデータ交換を困難にし、場合によっては高度に技術的なものにしている。

また、公的部門の研究者と非公的部門の研究者をどのように区別するかについても加盟国間で違いがある。これは、定義が法的根拠の選択に影響を与える可能性があるため、関連がある。特に営利団体が公立大学で行われる研究に対して無制限の助成金を提供する場合のような、多くのハイブリッド型が存在する。

3. EHDS 法案の概要

2022年5月3日、欧州委員会はEHDSの設立について、その具体的な内容を公表した。EHDSの最大の特徴は、欧州における最初のデータスペースであること、また、GDPRだけでなく、データガバナンス法やデータ法、それからNIS指令、AI法、Medical Device Regulationまで言及されている。データガバナンス法、データ法については、欧州委員会の現委員長が進めるデジタル戦略において重要な施策と位

置付けられている。また、GDPR は前委員長が進めた デジタルシングルマーケット(DSM)戦略における重 要な要素と位置付けられていた。このような文脈か ら、EHDS は欧州委員会におけるこれらの活動の一つ の集大成とも呼べる。EUはこれまで、ヒト・モノ・ カネ、そしてサービスに関する単一市場を目指してき た。DSM戦略が目指してきたことは、デジタルの単 一市場、つまりデータに関する単一市場の実現であっ

法案は全9章で構成されており、各章の概要は図表 の通りである。

第1章は、規制の対象と範囲を示し、本文書全体で 使用される定義を示し、他の EU 文書との関係を説明 している。

第2章は、電子ヘルスデータに関連してGDPRに基 づいて提供される自然人の権利を補完するための追加 的な権利および仕組みを開発する。さらに、電子ヘル スデータに関連したさまざまな医療専門家の義務につ いて述べている。加盟国は、これらの権利と仕組みを 監視し、自然人の権利が適切に実施されることを確保 する責任を負うデジタル保健当局を設立しなければな らない。本章は、特定の健康関連データセットの相互 運用性に関する規定を含んでいる。加盟国はまた、本 章の義務と要件を執行する任務を負った国内連絡窓口 を指定しなければならない。最後に、共通インフラで ある MyHealth@EU は、電子ヘルスデータの国境を 越えた交換を促進するインフラを提供するように設計 されることが規定されている。

第3章は、EHRシステムの相互運用性とセキュリ ティに関連する必須要件、EHR システムの必須自己 認証スキームの実装について定めが置かれている。電 子ヘルス記録が各システム間で互換性があり、容易に 伝送できることを保証するために必要とされている。 EHR システムの各経済事業者の義務、当該 EHR シス テムの適合性に関連する要件、および市場監視活動の 一環として EHR システムに責任を負う市場監視当局 の義務を定義している。また、EHRシステムとの相 互運用性を有するウェルネスアプリケーションの自主 的なラベリングに関する規定も含まれており、認証さ れた EHR システムおよびラベリングされたウェルネ スアプリケーションが登録される EU データベースを 構築する。

第4章は、研究、技術革新、政策立案、患者の安全 性、規制活動などのために、電子ヘルスデータの二次 利用を促進する規定が定められている。定義された目 的および禁止された目的(例えば、個人に対するデー タの使用、商業広告、保険の増加、危険な製品の開 発)と利用できるデータ型式を定義している。加盟国 は、電子ヘルスデータの二次利用のためにヘルスデー タアクセス機関を設立し、データ保有者がデータ利用 者のために電子データを利用できるようにしなければ ならない。本章はまた、データ利他主義の実施に関す る規定を含む。ヘルスデータアクセス機関、データ保 有者およびデータ利用者の義務も規定されている。電 子ヘルスデータの二次利用にはコストがかかるため、 手数料計算の透明性に関する一般規定が置かれてい る。また、安全な処理環境のセキュリティに関して規 定されている。電子ヘルスデータへのアクセスを取 得するためにデータ要求フォームで必要な条件と情 報は、第3節に記載されている。データ許可証の発行 に添付された条件も記載されている。第4節には、主 に、電子ヘルスデータへの国境を越えたアクセスの設 定と促進に関する規定が含まれている。これにより、 ある加盟国のデータ利用者は、他の加盟国から二次利 用のための電子ヘルスデータにアクセスすることがで き、これらの加盟国全てからデータ許可を要求する必 要はない。このようなプロセスを可能にするために設 計された国境を越えたインフラとその運用についても 述べている。最後に、この章にはデータセットの記述 とその品質に関する規定が含まれている。データの ユーザーは、使用されているデータセットの内容と潜 在的な品質を確認し、これらのデータセットが目的に

適しているかどうかを評価できる。

第5章は、EHDSの策定に伴って加盟国による能力 開発を促進するための他の措置を講じることを目的と する。これには、デジタル公共サービス、資金調達 等に関する情報の交換が含まれる。さらに、本章は、 EHDS における非個人データへの国際的なアクセスを 規制する。

第6章は、デジタル医療機関と医療データアクセス機関の間の協力、特に電子医療データの一次利用と二次利用の関係を促進する「European Health Data Space Board」(「EHDS Board」)を創設する。電子健康データの一次利用および電子健康データの二次利用のような専用のサブグループは、特定の問題またはプロセスに焦点を当てるために形成され得る。この委員会は、デジタル医療機関と医療データアクセス機関の間の連携を促進する役割を担う。本章では、委員会の構成およびその機能がどのように組織されているかに

ついても規定する。

第7章は欧州委員会が EHDS に関する委任法令を採択できるようにする。本提案の採択後、欧州委員会は、決議 C (2016) 3301に沿って専門家グループを設置し、委任法令の準備および本規則の実施に関連する問題について助言および支援を行う。

4. 欧州議会修正

2023年12月13日、欧州議会はEHDS 法案の欧州 議会修正案[®]を採択した[®]。これにより、欧州委員会、 欧州議会、欧州理事会の三者対話 (Trilogue) が進めら れる。

欧州議会修正案では基本的なスタンスとして、欧州委員会のEHDS法案を歓迎する姿勢が示されている。 一次利用、二次利用のいずれにおいても、EU域内の安全でセキュアな交換環境を通じてヘルスデータの力

図表 EHDSの構成

章	条数	概要
1	§1~2	規制の対象・範囲・定義等
2	§3~11	自然人の権利を補完するための追加的権利およびその仕組み ☑ 個人のヘルスデータへのアクセス権の強化、個人のデータポータビリティの強化と制限 ☑ データアクセスと交換:患者サマリー、電子処方箋、電子調剤、医療画像等、検査結果、退院レポート ☑ 医療専門家が電子形式で EHR システムに体系的に登録することを加盟国が保証 ☑ 電子ヘルスデータの技術仕様を定め、欧州電子医療記録交換フォーマットを定める
3	§12~32	EHR システムの相互運用性とセキュリティ、自己認証スキーム
4	§33~58	電子ヘルスデータの二次利用の促進 「公二次利用する電子データの最小限のカテゴリー、二次利用するための処理の目的を具体的に提示 「公二次利用のための国境を越えたインフラ(HealthData@EU)の整備 「公メタデータの整備、データの品質と有用性に関するラベル(ユーティリティラベル)の付与
5	§59~63	加盟国における能力開発の措置
6	§64~66	European Health Data Space Board (EHDS Board) の創設
7	§67~68	欧州委員会の権限
8	§69~71	協力と罰則
9	§ 72	最終規定の効果と適用

出所:「EHDS法案 欧州委員会提案」を元に筆者作成

を活用することは、患者により効率的で質の高い医療を提供し、医療専門家の意思決定を改善し、新たなパンデミック(世界的大流行)のような将来の健康危機に対して科学的根拠に基づいた信頼できる対応を確保するために重要であることが確認されている。

一方で、主に四つの点について、議会の考え方が強く示されており、該当する規定(前文、条文、ならびに付属文書)に修正が加えられている。また、大前提として、センシティブなパーソナルデータに関するものであり、その処理は特定の目的でのみ認められているため、EHDS 提案の規定と GDPR、EU 基本権憲章、データ保護に関する加盟国の法律との関係を明確にすることが重要であり、GDPR が保証するデータ保護のレベルは、EHDS 内で保証されるデータ保護のレベルの基準となることが確認されている。

まず、第1点目として、ヘルスデータの一次利用についてである。医療システムの真の相互運用性を確保するためには、ヘルスデータの調和をさらに明確にする必要があるという考え方が示されている。その上で、データ主体としての患者の権利の一部を明確にすべきであると考える。特に、ヘルスデータのデジタルコピーを無料で入手する権利は、GDPR 第15条によって確立された権利の上に適用されるべきであることが強調された。

次に、第2点目として、ヘルスデータの二次利用についてである。二次利用のためのデータは、代表的で、信頼性が高く、データの公益的利用に役立つもので、同時に、そのようなデータの処理に対する患者や公衆の信頼は強固なものでなければならないとしている。従って、そのようなデータ処理の目的をさらに明確にする必要があることが確認されている。これには、経済活動、特に労働市場や金融サービスの提供において、個人または集団が不利益を被るような二次利用を目的としたヘルスデータの処理は許されるべきではないことや、一部のデータについて、公衆衛生上必要な場合に限定されるべきであり、また公共部門機関

に限定されるべきであることが触れられている。ま た、二次利用のためのデータ提供義務は、知的財産権 や営業秘密を含むデータも対象としていることに留意 すべきことから、知的財産権や営業秘密保護の強化が 行われている。さらに、機密性が高いデータを取り扱 うことに関する利用目的や安全管理措置の比例性を求 めている。これらに加えて、一部の加盟国では、同意 がヘルスデータ処理の法的根拠となっていることか ら、データ主体の同意なしにヘルスデータを二次利用 することは、適用されるデータ保護法の重大な転換を 意味し、データの二次利用に関するさらなる法的措置 の重要な先例を作ることになるとしている。このた め、データ主体の参加を重視し、二次利用の目的の一 部または全てについて、部分的または全体的なオプト アウトの権利を提供し、GDPR 第21条第6項が規定す る異議申し立ての権利を確保すべきであることが言及 されている

第3点目としては、ガバナンスについて、そして 第4点目としてそれら以外の点について言及されている。ガバナンスとしては、EHDS 法案において設置が 明記されている欧州ヘルスデータスペース会議の設立 を歓迎し、さらにその業務を拡大し、加盟国間の適用 上の矛盾を避けるために、ヘルスデータシステム間の 実際の相互運用性を確保するための勧告を行うことが できるようにしたいという考え方が示された。その他 としては、機微性の高いヘルスデータの取り扱いに当 たって、GDPR 第5章を除き EU 域内の保管を義務付 けること、また、ウェルネスアプリケーションは、ま だ初期段階にあり発展途上にあるデジタルヘルスの状 況において役割を担っているから取り扱いを厳格化す ること、EU としての予算配分を増やすべき点が言及 されている。

5. EHDS に関する今後の見込みと わが国への示唆

以上のように、本稿においては、欧州委員会によって提案された EHDS 法案と、その議論の進捗について概観した。2024年4月15日現在、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会の三者対話 (Trilogue)が進められている。3月15日には、欧州議会と EU 理事会の間でEHDS 設立に向けた法案について暫定合意に達したことも公表されている¹⁰。

欧州委員会の野心的な提案に対して、国内でも驚き の声を聞くことが多い。欧州全域でデータを集めるこ と、これによって欧州市民4億人以上のデータが利用 可能になること、データを一次利用に限らず二次利用 にも利用できること、そして何よりもそれらの事項を 法律によって義務付けることである。法律による義務 付けは、EHRやその交換フォーマットの策定にまで 及ぶ。EHDS の成立によって、EU 市民は EU のどこ にいても普段と同じ医療の提供を受けることができ る。医療医学研究は4億人以上を分母として、これま でにない大規模なものになるだろう。産業界もこれら のデータを、医薬品医療機器の開発、AIの開発に利 用することができ、市販後の調査等も効率的に実施で きるようになる。このような市場への参加者も必然的 に増え、ヘルスデータに関する欧州市場が他のどの市 場よりも魅力的になるだろう。

EHDS は EU におけるデータスペースの第一弾として位置付けられている。このことからも、EHDS は単に医療医学分野のデータ利用を促進することにとどまらず他のあらゆる分野のデータの利用を促進することは間違いない。EU が、ヒト・モノ・カネ、に続いてデータの単一市場整備を着々と進める中、わが国もより議論を加速させる必要があるのではないだろうか。



Naonori Kato

加藤 尚徳

株式会社KDDI総合研究所 シンク タンク部門渉外リサーチグループ グループリーダー/一般財団法人次 世代基盤政策研究所 理事・事務局 長・研究主覧

通信系シンクタンクでの研究員を経 て、KDDIに入社。現在は、KDDI 総合研究所で、情報法制(プライバ シー・個人情報等) を中心とした法 制度や技術の調査・研究・コンサル 業務に従事。2019年3月「日米欧 の自動走行に関する政策動向比較と 今後の我が国の方向性に関する一者 察」で、情報処理学会「山下記念研 究賞」を受賞。2019年12月、AI の開発原則や法規制の動向調査に対 して、IDF優秀若手研究者として表 彰される。総合研究大学院大学複合 科学研究科情報学専攻単位取得満期 退学、修十(情報学)、一般計団法 人次世代基盤政策研究所理事·事務 局長·研究主監、放送大学客員准教 授、理化学研究所革新知能統合研究 センター客員研究員、神奈川大学お よび東海大学非常勤講師、慶應義塾 大学SFC研究所上席所員。

注

- 1) European Commission, "Communication from the Commission A European Health Data Space: harnessing the power of health data for people, patients and innovation" (https://health.ec.europa.eu/publications/communication-commission-european-health-data-space-harnessingpower-health-data-people-patients-and_en 〉(参照2024-3-11).
- 2) 内閣府規制改革推進会議事務局「医療データの利活用と個人の権利・利益の保護の在り方について」 〈https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2210_03medical/221107/medical02_020204.pdf 〉 (参 照2024-3-11).
- 3) 閣議決定「規制改革実施計画について」 〈https://www8cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf 〉 (参照2024-3-
- 4) European Commission, "Assessment of the EU Member States' rules on health data in the light of GDPR" 〈https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/ehealth/docs/ms_rules_health-data_en.pdf 〉 (参照 2024-3-11).
- 5) European Data Protection Board-European Data Protection Supervisor, "EDPB-EDPS Joint Opinion 03/2022 on the Proposal for a Regulation on the European Health Data Space" \https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/edpbedps-joint-opinion/edpb-edps-joint-opinion-032022proposal en 〉(参照2024-3-11).
- 6) 詳細は〈https://www.nfi-japan.org/eurs 〉を参照。
- 7) 本稿は筆者および共同研究者のこれまでの研究活動を基に作成している。本稿に各関連項目の詳細については、 加藤尚徳,森田朗,鈴木正朝,村上陽亮.「データ保護に関する国際政策動向調査報告~欧州委員会による GDPR におけるヘルスケアデータに関する影響評価の分析1~」研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP).2021,2021-EIP-92(1), p. 2188-8647.等を参照。
- 8) European Parliament, "REPORT on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the European Health Data Space" 〈https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2023-0395_EN.html 〉 (参照 2024-3-11).
- 9) European Parliament, "EP supports creating EU Health Data Space to boost access to data and research" (https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231208IPR15783/ep-supports-creating-eu-healthdata-space-to-boost-access-to-data-and-research〉(参照2024-3-11).
- 10) European Parliament, "Legislative Train Schedule proposal for a regulation on the European Health Data Space In "Promoting our European Way of Life"
 - \https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-promoting-our-european-way-of-life/file-europeanhealth-data-space >
 - European Council "European Health Data Space: Council and Parliament strike deal"
 - (https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/15/european-health-data-space-counciland-parliament-strike-provisional-deal/
 - European Parliament "EU Health Data Space to support patients and research"
 - (https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240304IPR18765/eu-health-data-space-to-supportpatients-and-research〉(参照2024-4-15).

地方議会のデジタル化と 議論の過程で気づく課題

▋東北大学 大学院 情報科学研究科 准教授

河村 和徳

Kazunori Kawamura

危機は、デジタル活用を考え、法律や制度を見直す良い機会となる。

本稿では、地方議会のデジタル活用を事例に、地方議会のデジタル化の現状と、そこから見えてくる情報端末を 複数持たなければならなかったり、通信費の公費と私費の使い分けをせざるを得なかったりする状況を指摘する。 その背景には、地方議会で情報通信端末を利用する際の公費負担が、

選挙の公正性など影響を与えてしまうことがある。

日本のように古くに制度的安定を迎えた国は、民主化とデジタル化を同時に経験した国に比べ、

政治・行政の分野でデジタル活用を進める過程で、それに対して不都合を生じさせる問題が発見される確率が高い。そのような視点から、デジタル活用を考えていくことが必要である。

キーワード

地方議会のデジタル化 デジタル・ディバイド デジタル・インクルージョン 新型コロナウイルス感染症 選挙運動と政務活動

1. はじめに

1.1 デジタル化を促す契機としての危機

東日本大震災や新型コロナウイルス感染症(COVID-19) の拡大など、大規模災害は人々の暮らしに大きな影響を与え、困難な状況を生み出す。しかし、その一方で、新しい技術の活用が促される面もある。とりわけ近年では、平時と異なる状況を克服するためにデジタル技術を用いることが試みられる傾向にあり、その過

程で、それを活用する上で不都合となる法律や制度などが改正されることも多い。また人々のデジタル活用に対する意識も変化したりする。

例えば、東日本大震災では、大規模な津波被害と福 島での原子力発電所の事故によって、大量の避難者が 発生した。彼らの生活をサポートするには、避難先 自治体と避難元自治体との協力が欠かせない。彼らを 支援する上で、住民基本台帳ネットワークは重要な行 政インフラとして機能し、また自治体外へ避難した被 災者・避難者の投票権を保障する観点から選挙公報の WEB 掲載を可能とする法律の解釈変更が行われ、そ れはインターネット選挙運動の解禁の呼び水となった (河村・湯淺・高 2013: 河村 2021)。

新型コロナウイルスの感染拡大は、3密(密閉・密 集・密接) 同避の観点から、オンライン技術が活用さ れる社会に寄与することとなった。大企業ではテレ ワークを活用するところが増え、教育機関ではオンラ イン授業で急場をしのぐことになった。また感染リス クを低減させる環境が発生したことに伴い、(自らが するかは別として)行政へのオンライン申請に対する 理解は進んだといえるだろう。

1.2 濃淡があるデジタル技術活用の進み具合

デジタル技術の活用の進み具合は国によって異な り、また分野によって異なることはよく知られてい

一般的に、日本はデジタル活用が相対的に遅い国と 認識されている。新型コロナ禍の初期、電子政府化が 進んでいる韓国や台湾、エストニアなどとの対比から 「デジタル敗戦」と揶揄されたことは記憶に新しい10。 日本のデジタル活用が、韓国などと比較して遅いの は、現在の法律や制度が比較的早く安定したためであ る。法律や制度が古い時代に安定してしまうと、法律 や制度を改正するコストはどうしても高くなる。また 「安定した法律や制度をわざわざ変える必要はない」 と改正に抵抗する者が現れる確率も高まる。

韓国や台湾などが日本に比べ電子政府化が進んでい るのには訳がある。韓国や台湾、エストニアは1990 年代というインターネット普及期に民主化が進んでい るのである。このことは、日本と異なり、韓国などの 現在の法律や制度は、デジタルに配慮したものになっ ていることを意味する。さらに、韓国や台湾、エスト ニアはそれぞれ仮想敵がおり、国民と外国人を区別す る必要に迫られているが故に、身分証を持つという強 いインセンティブがある。マイナンバーカードが任意 取得である日本と対比するなというわけではないが、

「これらの国は進んでいる、日本は遅れている」とい う主張はミスリードを誘発する可能性があるので注意 が必要である。

日本におけるデジタル活用がそれらの国と比べ遅 れているとしても、官(国や自治体)よりも民(一般企 業)の方がデジタル活用に積極的であることに疑いは ない。また官の中でも、行政(内閣や自治体の執行部) の方が議会(国会や地方議会)よりも活用に前向きであ る。

1.3 新型コロナ禍でも進まなかった地方議会の デジタル化

議会のデジタル活用が消極的であることは数値とし て明らかにすることができる。

筆者は、2021年12月から2022年4月にかけ、新型 コロナ禍で民主主義を支える制度である選挙制度な らびに地方議会制度のデジタル活用を把握するため、 KDDI 財団調査研究助成などを利用して、三つの大規 模調査を実施した20。三つの調査は、①全国市区町村 議会事務局に対する郵送悉皆調査3、②全国市区町村 議員に対する意識調査4、③全国市区町村選管事務局 (政令市区選管は除く)に対する2021年衆議院総選挙 選挙管理実態調査である。

図表1は、市区町村議会事務局に対する調査(前出 ①の調査)から得られた結果である。新型コロナ禍で 市区町村議会が行った対応を議会事務局に尋ねたとこ ろ(多重回答)、手指消毒などの対症療法的な対応をし た議会は多いものの、デジタル技術を活用したという ところは少なく、とりわけ町村議会ではほとんど活用 されていないことが分かる。

全国都道府県議会議長会デジタル化専門委員会の報 告書にあるように、地方議会がオンラインで会議がで きる環境を整えることができれば、大規模自然災害発 生直後の危機下であっても、地方議会は当該自治体の 「重要な意思決定を議決する」存在であることを示す ことができる50。言い換えれば「危機に強い議会」を示

図表 1 新型コロナ禍における市区町村議会の対応状況(多重回答、数値は回答した議会のうち、該当すると答えた議会の比率)

	項目	市・区	町	村	全体
組織	新型コロナウイルス感染拡大防止に係る組織(特別委員会など)を立ち上げた	22.2%	5.2%	2.3%	13.5%
組織的対策	議会業務継続計画(議会 BCP)を策定ないしは見直しを実施した	20.2%	7.8%	1.5%	13.5%
策	議員、事務局職員が感染者・濃厚接触者となった場合の取り決めを策定した	68.4%	31.2%	15.0%	48.6%
	議場入場前に検温できるよう体温計を設置した	63.2%	52.9%	51.1%	58.0%
	議場入場前に手指を消毒できるようにした	99.1%	97.2%	98.5%	98.3%
	議場でのマスク着用のルール化、申し合わせなどを行った	90.7%	89.6%	86.5%	89.9%
	議員に日々の体温チェックを要請した	46.9%	27.3%	25.6%	37.1%
	本会議の開催を見送った	1.8%	0.8%	0.8%	1.3%
Æ	本会議の開催予定日数を短くした	25.9%	14.3%	4.5%	19.3%
各種感染予防対応	本会議での質問時間をコロナ禍前よりも短くした	36.9%	18.5%	9.0%	27.0%
染予	本会議での質問者数をコロナ禍前よりも少なくした	18.0%	6.0%	3.8%	11.9%
防 対 応	委員会の開催を見送った	12.3%	7.3%	1.5%	9.3%
<i>,</i> ,,,,	3密回避の観点から、本会議の出席議員数を意図的に減らした	27.0%	1.1%	2.3%	14.3%
	3密回避の観点から、本会議における執行部の出席者数を抑制した	65.3%	32.5%	12.8%	47.4%
	住民に対する議会報告会を中止した	45.6%	36.2%	15.0%	39.1%
	感染防止策を徹底して他議会からの視察を受け入れた	30.8%	12.3%	9.8%	21.4%
	本会議の傍聴のための来庁自粛を求めた	57.9%	27.3%	15.0%	41.7%
	傍聴席への入場の制限を行った	76.5%	64.1%	45.1%	68.7%
	新型コロナウイルス感染拡大防止に係る条例を制定したり、改正したりした (例えばオンライン条例など)	8.7%	4.5%	1.5%	6.4%
デジ	議員がリモート参加できる委員会(ハイブリッド方式を含む)を開催した	4.4%	2.8%	1.5%	3.5%
ダルの	オンラインを利用した議員研修会を実施した	29.5%	13.0%	9.0%	21.0%
デジタルの活用	オンラインによる議会報告会を実施した	10.2%	2.8%	0.0%	6.3%
	コロナ対応の先進自治体に対するヒアリングをオンラインで実施した	2.7%	0.0%	0.0%	1.4%
	議会のインターネットでの動画配信やライブ中継を行った	47.5%	20.9%	6.8%	33.1%
広 報	議会だより(議会広報紙)でコロナ特集を組んだ	20.5%	9.4%	3.8%	14.5%
	答回無	0.0%	0.2%	0.8%	0.1%

すことができる。

また2022年12月の第33次地方制度調査会「多様な 人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた 対応方策に関する答申」にあるように、オンライン技 術を活用すれば、周産期の女性議員や親の介護をしな ければならない議員は、議場に身を運ばずとも執行部 に意見を言うことができるようになる。議員が議会に オンライン出席するだけではなく、議員がオンライン で住民とコミュニケーションをとれば、より多様な意 見を議会での意思決定に反映させることができる。

地方議会のデジタル技術の活用には、議会のペー パーレス化といった効率性の向上だけではなく、「出席 したいのに出席できない議員が執行部に意見すること ができる」「意思決定に意見を反映してほしいのに反映 できずにいる住民の声を意思決定に反映することがで きる | といったデジタル・インクルージョン(デジタル による社会包摂)的な意義もあるのである(全国都道府 県議会議長会デジタル化専門委員会 2021)。

2. 地方議会のデジタル化はなぜ歩みが 遅いのか

2.1 市区町村議員意識調査からみえる要因

日本の地方議員は高齢男性が多いことはよく知られ ており(e.g. NHK スペシャル取材班 . 2020)、日本では 高齢者ほどデジタルを忌避する傾向にあることが分 かっている。この二つを掛け合わせれば、高齢の地方 議員ほどデジタル活用に反対する傾向があると予想す ることは容易である。これに地方議会が年功序列にな りやすいことを加味すれば、当選回数が多いベテラン 議員ほど、地方議会のデジタル化の進行を止めようと する「拒否権プレーヤー (veto player)」(Tsebelis 2002; 北村 2002) 6 になりやすいと考えられる7。

図表2および図表3は市区町村議員に対する意識調査 (前出②の調査)の回答結果を表にしたものである。コ ロナ禍を経て、図表2は地方議員がデジタル技術を活 用すること、図表3は地方議会がデジタル技術を活用

図表2 「地方議員がデジタル技術を活用することは重要である」という問いに対する回答結果

議員がデジタル技術を活用することは重要である							
市区町村	年代	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	あまりそう思わない	全くそう思わない	合計
	25~29 歳	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30~39歳	73.6%	20.0%	3.9%	1.8%	0.6%	100.0%
	40~49 歳	58.7%	35.7%	4.3%	1.0%	0.2%	100.0%
	50~59歳	47.1%	45.1%	6.5%	1.1%	0.2%	100.0%
市区議	60~69歳	34.6%	55.4%	8.0%	1.7%	0.3%	100.0%
	70~79歳	22.9%	57.4%	15.1%	4.0%	0.6%	100.0%
	80 歳以上	14.8%	54.1%	24.6%	4.9%	1.6%	100.0%
	答えたくない	32.7%	56.4%	9.1%	1.8%	0.0%	100.0%
	計	40.4%	48.9%	8.4%	1.9%	0.3%	100.0%
	25~29 歳	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30~39歳	86.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	40~49歳	61.5%	32.7%	3.8%	1.9%	0.0%	100.0%
	50~59歳	51.1%	42.0%	4.5%	1.1%	1.1%	100.0%
町村議	60~69歳	32.2%	55.5%	9.2%	2.5%	0.7%	100.0%
	70~79歳	18.4%	57.6%	18.8%	4.3%	0.8%	100.0%
	80 歳以上	15.4%	30.8%	46.2%	7.7%	0.0%	100.0%
	答えたくない	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	計	32.5%	51.4%	12.3%	3.1%	0.7%	100.0%

すること、それぞれに重要であるか、聞いたものである。この二つの図表から、デジタル技術を活用することは重要と思っている議員は多数ではあるが、年齢が高くなればなるほど「とてもそう思う」と思う者の比率は減る傾向にある。また選挙運動にネットを利用する者が相対的に多い市区議の方が相対的に「とてもそう思う」と回答する可能性が高い。裏を返せば、デジタル活用に忌避感を持っている層が議員の中に存在しており、デジタル化を遅らせる一つの要因となっている可能性が大きいのである。

2.2 市区町村議会事務局調査からみえる要因

高齢議員がデジタル活用を忌避する背景には、普段利用していないことに伴うICTリテラシー不足があることは間違いない。議会事務局の方もそれは認識していることが、図表4(次頁)から分かる。

図表4は、議会事務局側が地方議会のデジタル化を 進める上で重要か、という市区町村議会事務局調査の 問いの結果である。議員自身のICTリテラシーが「重要」と思っている議会事務局は7割近くあり、「どちらかといえば重要」を含めると9割以上である。この結果は、議員間のデジタル・ディバイドの克服が重要な要素であることを示している。議員間のデジタル・ディバイドを埋めるために「情報通信端末が使える世代に代替わりする」ということは、政治活動の自由がある以上、望むことはできない。「デジタル人材」をどちらかといえば重要と答える議会事務局が比較的多いのは、議員間デジタル・ディバイド克服のためにはデジタルが苦手な議員に対するサポート環境が必要であることを示しているといえるだろう。

図表4は、議員のICT リテラシーよりも重要視されているのが、財源であることを示している。情報通信端末を導入するだけではなく、情報共有に係る一連のシステムの導入コスト、維持コストを気にするのは地方自治体の財政難の観点から理解できる。ただし、地方議会のデジタル化が進まないのは単に財政難だけに

図表3 「地方議会がデジタル技術を活用することは重要である」という問いに対する回答結果

議会がデジタル技術を活用することは重要である							合計	
市区町村	年代	とてもそう思う			ны			
	25~29 歳	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	30~39歳	73.9%	21.2%	2.4%	1.5%	0.9%	100.0%	
	40~49 歳	61.5%	33.4%	4.5%	0.6%	0.0%	100.0%	
	50~59歳	48.8%	44.4%	5.6%	1.1%	0.1%	100.0%	
市区議	60~69歳	36.5%	54.5%	7.4%	1.4%	0.1%	100.0%	
	70~79 歳	22.1%	59.3%	14.4%	3.6%	0.6%	100.0%	
	80 歳以上	18.3%	56.7%	21.7%	1.7%	1.7%	100.0%	
	答えたくない	34.5%	54.5%	10.9%	0.0%	0.0%	100.0%	
	計	42.0%	48.4%	7.8%	1.6%	0.2%	100.0%	
	25~29歳	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	30~39歳	73.3%	20.0%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%	
	40~49 歳	63.5%	25.0%	7.7%	3.8%	0.0%	100.0%	
	50~59歳	51.1%	40.9%	5.7%	1.1%	1.1%	100.0%	
町村議	60~69歳	33.2%	54.4%	9.9%	2.5%	0.0%	100.0%	
	70~79 歳	16.1%	59.8%	18.5%	5.1%	0.4%	100.0%	
	80 歳以上	8.3%	41.7%	41.7%	8.3%	0.0%	100.0%	
	答えたくない	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%	
	計	31.9%	51.4%	12.9%	3.5%	0.3%	100.0%	

とどまらない。

日本の二元代表制は、首長に予算提案権や条例提案権が付与されるなど、首長の権限が極めて強い(e.g., 曽我・待鳥 2007; 辻 2019)。議会がデジタル化を進めようとしても、執行部が予算提案しなければ進めることができない仕組みなのである。実際、財源に余裕がある自治体だけではなく、デジタル化に積極的な首長がいる自治体の地方議会はデジタル化が進みやすいという現実がある。町村で地方議会のデジタル化が進まないのは、議員の抵抗だけではなく、財政環境や首長のデジタル化に対する選好も影響しているのである。

3. デジタル活用の議論の過程で見つかる 制度的課題

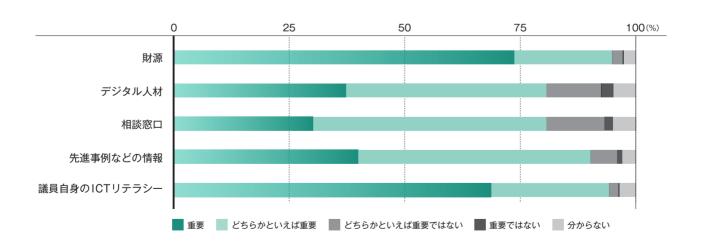
地方議会のデジタル活用を議論する際、一つの楽観 論がある。それは、「何年も経過すればデジタルが使 えない世代が政治・行政の世界から退場するから、デ ジタル化が進むだろう」というものである。確かに、 この四半世紀で通信はわれわれの日常生活にとって大 事な重要インフラとなった。

デジタル化は時間が解決してくれることは間違いないだろう。しかし、地方議会のデジタル化を進める上で不都合な制度的課題も存在する。デジタル活用を声高に叫ぶのではなく、こうした課題を解決していく必要がある。その一つが、「端末の使い分け」と「通信費の公費と私費の使い分け」問題である。ここでは、これについて指摘したい。

3.1 情報通信端末の利用状況と通信費の負担状況

執行部の場合、業務に用いる端末は庁内利用が基本であり、個人情報の取り扱いなどの関係から自宅等の利用は極力制限するのが一般的である®。そのため、通信は有線優先で公費負担となる®。しかしながら、地方議員の場合、情報通信端末を利用するとした場合、議場で用いることもあれば、住民説明会など自治

図表4 議会事務局が地方議会のデジタル化を進めるに当たって重要と認識しているもの



体の庁舎外で使用することも想定される。そのため、 情報通信端末は無線通信が基本となる。

市区町村議会事務局調査の結果によると、情報通信 端末を活用している議会の多数派は、情報端末を公費 で購入し議員に貸与している形式を採っているところ が多い(図表5)。情報通信端末を公費で購入して供与 させる方式が多いのは、予算はかかるが、端末を同じ にすることで事務局側がセキュリティなどの管理がし やすくなるというメリットがあり、議員側にとっても 初期費用を抑えられるというメリットが享受できるた めと考えられる。

また、通信費用の負担の部分を見てみると、公費負 担の立場を採っている議会が多く、市区町議会に比べ 村議会の公費負担の割合が相対的に高いことが見て取 れる。

3.2 端末の複数持ちと通信費の公費と私費の使い分け

図表5は、議場で議員が使う情報端末は公費負担さ

れている傾向があり、かつ通信費は公費負担で賄われ ていることを示唆している。しかし、実際の現場で は、情報通信端末を2台以上持ち、通信費を公費と私 費で使い分けている議員は少なくない。

複数台端末を持つ一つの背景は、個人の端末で議場 内の Wi-Fi に接続させることにセキュリティ上の懸念 があるからである。しかし、端末を複数持ったり、通 信費を公費と私費で使い分けたりする必要があるの は、現行の制度に問題があるからでもある。

日本において地方議員の活動は、大きく「選挙運 動」「政治活動」そして「政務活動」に分けられる。公 職選挙法では、選挙運動を特定の候補者や政党の得票 のために有権者に働きかける行為と定義し、政治活動 は選挙運動以外の行為と定義している。ただし、議員 が調査研究をしたり、広報や広聴、要請や陳情を受け たりする活動は政務活動とされ、政治活動と一応区別 され、それに関係する費用は政務活動費の支出対象と なる。

図表5 情報通信端末の利用状況

■ 情報通信端末 (タブレット等) の活用

項目	市・区	町	村	全体
情報通信端末を公費で購入し、議員に供与する形で情報通信端末を活用している	0.4%	0.3%	1.5%	0.5%
情報通信端末を公費で購入し、議員に貸与する形で情報通信端末を活用している	42.6%	23.4%	12.0%	32.1%
原則、議員各自が所有する情報通信端末を活用している	9.0%	1.9%	0.8%	5.4%
その他	12.1%	6.0%	6.0%	9.1%
活用していない	34.8%	67.5%	79.7%	52.0%
無回答	1.0%	0.8%	0.0%	0.9%

■ 情報通信端末の通信費用の負担 (活用しているところのみ)

項目	市・区	町	村	全体
議員各自が政務活動費や私費で賄っている(議員負担)	17.3%	17.7%	21.1%	17.5%
議会として公費で賄っている	50.6%	49.4%	63.2%	50.7%
その他	31.6%	31.6%	15.8%	31.1%
無回答	0.5%	1.3%	0.0%	0.7%

もし議場で地方議員が通信を行う場合、通念的にその行動は政務活動と考えられ、また通信は議場内でアクセスポイントと Wi-Fi でつなぐことになる。貸与された端末で、例えば自治体内のサーバーにアクセスする場合、端末と通信費に係る特段の問題は生じない。(ただし、私物の端末ではアクセスできないので、2台持ちとなる可能性はある。)

しかしながら、公費で貸与されたタブレット端末を 自らの選挙運動に使用した場合、問題となる。かつ通 信費が公費負担であればさらに問題となる。現職候補 は公費でネットにつなげることができるが、新人候補 はネットを私費でつながなくてならないという状況が 生まれるからである。選挙の公正さをゆがめると判断 されかねないのである。

選挙運動期間は明確に定められているので、その期間、貸与された端末を利用しないという判断を下せばその問題は回避できる。現実問題となるのは、政治活動と政務活動の切り分けである。情報通信端末を使って議員としての活動をSNSに上げることが政務活動であるのか、政治活動であるのか、明確に判断することは難しい。同様に、情報端末による情報収集もうまく切り分けることができない。

この問題を回避する方法は二つある。一つの方法は、通信費を個人と政務活動費で折半する方法である。一部の議会でこの方法を採用していることが図表5から確認できる。もう一つの方法が、公費で接続する(貸与された)情報端末と、私物の使い分けである。政務活動費がほとんどない町村議会ではこちらの方法を採用するのがベターだろう¹⁰。

3.3 なり手不足問題との関連性

近年、地方議員、とりわけ町村議員のなり手不足が深刻であり、立候補コストをいかに抑制するか、議員待遇をいかに改善するかなどが課題となっている(e.g., NHK スペシャル取材班 2020)。

実は、ここで議論している情報端末の複数持ちや通

信費の公費と私費の使い分け問題は、地方議員のなり 手不足と無縁ではない。なぜなら、なり手不足と縁が ないとされる都道府県議会や市区議会は議員報酬が高 額で端末を複数持つことは相対的に容易であり、また 政務活動費を利用することによって通信費を抑制する ことができる。しかし、町村議員の場合は、議員報酬 も低く、政務活動費もほとんどないというところが圧 倒的である。町村議会でデジタル化を進めることは、 多大な負担を議員に負わせるという側面もあり、立候 補を躊躇する要因にもなり得る点にもわれわれは留意 しなければならない。

地方議員がアナログ(対面)だけではなく、デジタルも利用してより広く住民からの声を集めようとすれば、通信費の在り方の問題は避けて通れない。オンライン環境を整えて「出席したいのにもかかわらず出席できない議員を減らす」という取り組みを進めようとした場合も、通信費をどうするか、議論する必要がある。第33次地方制度調査会の答申は、議会のオンライン化の意義は論じているものの、それに付随する通信費問題などについては十分触れられていない。

デジタル活用をしようとする際、「効率性」や「便利さ」ばかりが喧伝される傾向がある。また付随する課題が深く論じられなかったりもする。本稿では、地方議会のデジタル化に関して議論の盲点となっている端末の使い分けや通信費の公費・私費の使い分けに焦点を当てたが、全国都道府県議会議長会デジタル化専門委員会が意識する「デジタルで弱者を救う」といったデジタル・インクルージョン的な観点での議論も、政府・自治体のデジタル活用をする過程でより深めていく必要があるのではないか。

4. 公正な選挙の観点から考える通信費問題の解決策

制度改革を進める際、われわれの視野はどうしても 狭くなりがちである。本稿の議論で言えば、地方議会 の制度的改革は地方議会制度の枠の中で解決策を考え ようとする。しかしながら、通信費の公費と私費の使 い分けを考える際、地方議会の枠にとどまらず、もう 少し広い視野で考えることも可能のように筆者は考え る。

例えば、現在、インターネット選挙運動は解禁されたものの、選挙公営による通信費の公費負担は行われていない。ただ、選挙情報を提供する名目ではがき代やビラ代は選挙公営の対象となっている。インターネットを選挙運動に利用する候補者は今後ますます増加するだろうし、候補者の流す情報量は5Gから6Gとなっていく過程で急激に増えるだろう。その一方で、はがきやビラに可能性を見いだす候補者は確実に減っていくだろう。

選挙公営制度は、そもそも「お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため¹¹⁾」に導入されているものである。情報量の多さで選挙結果が左右されないようにするには、一定の公費負担は必要ではないか。

もし選挙運動中の通信費が選挙公営の対象となれば、前述の貸与された端末の通信費の公費負担の問題を違った部分からアプローチすることができる。新人候補に対し通信費を提供することで選挙の際の不平等の解消につなげると考えられるからである。

筆者は、デジタル化の改革はかつて流行った「モグラたたき」の感覚を持つべきだと考える。ある改革をしようとすれば、別の課題が発見され、整合性を整える改革をしなければならなくなるからである。それに日本の政治・行政の仕組みは明治時代に基礎が築かれ、時間をかけて今日に至っている。そのため制度疲労にも配慮しなければならない。

おそらく、デジタル化を進める過程で、本稿が取り上げたような法律的、制度的な課題はいくつもあると思われる。デジタル化推進の過程で、それらにも光を当てていくことが必要なのではないかと思う¹²⁾。



Kazunori Kawamura

河村 和徳

東北大学 大学院 情報科学研究科 准 教授

1971年静岡県焼津市生まれ。 1990年静岡県立藤枝東高等学校卒業。1998年に慶應義塾大学大学院 法学研究科博士課程を単位取得退 学。その後、慶應義塾大学法学部専 任講師(有期)、金沢大学助教授を 経て現職。専門は、政治学。日本の 地方選挙、地方自治を研究してい る。2011年以降は、東日本大震災 被災地の復興過程や、民主主義を支 える制度のデジタル化についての研 究も行っている。

総務省地方議会・議員のあり方に関する研究会構成員や全国都道府県議会議長会デジタル化推進委員会座長、全国町村議会議長会町村議会議長会町村議会議員のなり手不足対策検討会委員などを務める。主要著書に、『電子投票と日本の選挙ガバナンスーデジタル社会の投票権保障(慶應義塾大学出版会、2021年)』、『東日本大震災からの復興過程と住民意識一民主制下における復旧・復興の課題(共著、木鐸社、2021年)』など。

kazunori.kawamura.a7@tohoku.ac.jp

注

- 1) 例えば、「菅首相肝煎りのデジタル庁、担当大臣が乗り越えるべき「敗戦」を語る」『日経 XTECH』 2020年10月 29日。https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01452/102300001/(2023年9月9日閲覧)
- 2) ①ならびに②の実施に当たっては、ほかにセコム科学技術振興財団や科研費(19H01449、20H00059)を利用し た。③は経済産業研究所研究プロジェクト「先端技術と民主主義:技術の進展と人間社会の共生を目指して(プロ ジェクトリーダー:尾野嘉邦 早稲田大学政治経済学術院教授)」のプロジェクト予算で実施した。この調査の結 果は、経済産業研究所ディスカッションペーパーとして公開されている(河村 2022)。
- 3) 全国市区町村議会事務局調査の回収率は87.1% (1514自治体)であった。なお、市区・町・村別の回収率は、市 区96.2%、町83.0%、村70.1%である。
- 4) 市区議員調査は悉皆調査、町村議員調査は、宮城県・福島県・石川県・福井県・山梨県・熊本県の1574人を対象と した標本調査である。市区議対象の調査の回収率は40.6%である(回収数7704)。町村議の回収率は46.7%であ る (回収数735)。調査の実施に当たっては、東北大学大学院情報科学研究科倫理審査 (受付番号76(3-8)) の承認 を受けている。
- 5) 2023年4月に地方自治法改正案が可決・成立し、この改正によって地方議会の位置付けや地方議会の在り方が明 確化された。この改正の意義に関しては、青木 (2023) や河村 (2023b) を参照。
- 6) 拒否権プレーヤーとは、「彼の同意なくして現状の制度的均衡状態を変えることができないアクターであり、誰 も覆すことができない決定を行うことで政策決定に係るゲームを終了させることができる者(北村 2002: 156)」 である。
- 7) ただし、ベテラン議員が全てデジタル活用に反対というわけではない。普段から情報端末に触れている者や選挙 の際にインターネット利用を積極的に活用している者は、デジタル活用に反対する可能性は少ないと考えられる。
- 8) これが、公務員のテレワークを阻む壁となっているともいえる。
- 9) これが、個人情報を取り扱うに当たっては有線でなければならないという「有線神話(河村 2021) | に陥る一つの 要因となる。
- 10) 筆者が聞くところによると、端末をSIMフリーのものにして議員が使い分けられるようにしているところもある という。
- 11) 総務省ホームページ
 - https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo16.html (2023年9月10日閲覧)
- 12) 2023年4月に成立した改正地方自治法では、地方議会の手続きが一括してオンラインでできるようになった(青 木 2023)。このことも地方議会のデジタル化を議論する過程で得られた副産物といえるだろう。また、民主主義 を支える選挙制度や議会制度に利用するシステムはできる限り国産とするといった経済安全保障的な観点も関連 してくると思われる(湯淺 2023;河村 2023a)。

参考文献

- 青木信之(2023)「「地方議会の位置付け等を明確化する地方自治法の改正」の意義」『地方議会人』2023年6月号、38-41頁。
- 河村和徳(2021)『電子投票と日本の選挙ガバナンス―デジタル社会の投票権保障』慶應義塾大学出版会。
- 河村和徳 (2022) 「新型コロナ禍における日本の選挙ガバナンス : 全国市区町村選挙管理委員会事務局調査の結果 から」 RIETI Discussion Paper Series 22-J-040 2022年11月。

https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/22j040.pdf

- 河村和徳 (2023a) 「明治以来の大改革へ 地方議会デジタル化へ持つべき視点」『Wedge ONLINE』。 https://wedge.ismedia.jp/articles/-/30597
- 河村和徳 (2023b) 「地方自治法89条改正から導かれる地方議会改革の方向性―デジタル化を射程に入れて」『自治 実務セミナー』 2023年10月号、16-21頁。
- 河村和徳・湯淺墾道・高選圭[編著] (2013)『被災地から考える日本の選挙:情報技術活用の可能性を中心に』東 北大学出版会。
- 北村亘(2002)「地方税導入の政治過程|『甲南法学』42巻3・4号、335-388頁。
- NHKスペシャル取材班 (2020)『地方議員は必要か 3万2千人の大アンケート』文春新書。
- 曽我謙悟・待鳥聡史(2007)『日本の地方政治―二元代表制政府の政策選択』名古屋大学出版会。
- 辻陽(2019)『日本の地方議会:都市のジレンマ、消滅危機の町村』中公新書。
- Tsebelis, George. (2002) Veto Players: How Political Institutions Work. Princeton: Princeton University Press.
- 湯淺墾道(2023)「アメリカにおける選挙セキュリティの観念」『ガバナンス研究』19号。
 - https://www.meiji.ac.jp/mugs2/journal/6t5h7p00000osvhy-att/review_19.pdf
- 全国都道府県議会議長会デジタル化専門委員会 (2021) 「全国都道府県議会議長会デジタル化専門委員会報告書」。 http://www.gichokai.gr.jp/kenkyu/index.html (2022年3月20日閲覧)

デジタルアーカイブ学会 吉見 俊哉 会長

デジタル温故知新に向け 社会に提言する

膨大なデジタルデータをどのように保存し、活用につなげるか。 イノベーションを長期的に支える基盤としてのデジタルアーカイブを提言する学会長に話を聞いた。

学会が目指す社会 ~デジタル温故知新~

デジタルアーカイブという概念は、わが国では1990年代初めに、世界に先駆けて提唱されました。その対象は、図書館や博物館などに保管されているものだけでなく、企業や家庭の資料も含みます。これらをデジタルで水平的につなげていくことによって、社会の創造力を上げていくことが期待されています。

アーカイブは、イノベーションの基盤です。非常に古い多様なものが保存され、活用できる状態で維持されていることが、未来への活力になります。しかし、日本では現状、イノベーションの基盤としてのアーカイブの重要性が十分に認識されていません。未来のための糧が古いものの中にあると理解している人が少ないと感じています。伝統文化の保存は、単に古いものだから保存が必要であるというだけでなく、次のイノベーションを生み、長期的に経済を支えるために欠かせないのです。この認識が、社会に広く行き渡ることが必要です。イノベーションが持続的に生まれるためには、その基盤となるアーカイブをまず整備し、その上で創造的な活用につないでいく社会、「デジタル温故知新」社会を目指すべきだと考えています。

設立の経緯と活動

~横断的な議論の場づくりと社会への提言~

従来、図書館、公文書館、博物館、美術館は異なる体系で組織され、研究されてきました。それらを横断し、企業、大学、家庭に眠っている資料もデジタルデータとして統合し、デジタルの特性を生かせば、これまで分野別だった体系を横につなげ、ボーダーレス化できるのです。こうした中で、膨大なデジタルデータをどのように保存、管理、継承、そして活用していくかが大きな問題になります。例えば偽文書のデータは、削除すればよいものではなく、存在自体に意味があるため、その取り扱いが問題になります。しかし、例えば図書には図書館情報学があり、図書館司書を養成する課程がある一方、デジタルデータの保存や活用に対しては、議論をする場もない状況でした。

そこで、デジタルデータを横断的に管理し、活用していくための理論や政策を考える場として、専門家を中心とした議論を基に2017年に学会を設立し、活動を本格化させてきました。同じ問題意識を持った人が集まり、会員数も着実に増加しています。

本学会では現在、法制度、地域、産業、技術の専門 家が集まり、四つの部会を設置しています。常設の部 会に加え、新しいテーマを扱う自主研究会も活動して います。また、年に2回の研究大会や、「DAフォー ラム |* というショートトークを中心とした分野横断 的な議論の場も設けています。

本学会ではさらに、政策形成に向けた提言や、自主 的なガイドラインの策定にも取り組んでいます。その 一つである「デジタルアーカイブ憲章」*は、デジタ ル化により無限に記憶できる社会となった中で、公共 財としてデジタルアーカイブを活用する仕組みを整備 し、社会にとっての記憶する権利を保障していくこと を提案しています。また、「デジタル温故知新に向け た政策提言2022年」*では、例えば震災の記憶を未来 に生かすアーカイブの支援を提言しています。2021 年に公表した「肖像権ガイドライン」*は、データを 公表する際に肖像権の処理に迷うという課題に対処す べく、その判断のよりどころとなることを目指して策 定しました。円卓会議を開催して多様な立場から議論 し、現在では報道機関を中心に多くの現場担当者に活 用されています。このように、社会のあるべき姿を主 体的に提言することも、本学会の重要な機能です。

課題と展望

~基本法の制定と地域に密着した活動に向けて~

今後は、国レベルでのデジタルアーカイブを支える 法律の制定も含め、社会に働きかける活動を進めたい と考えています。欧州でも、データ利活用の基盤とな る法律が制定されています。デジタルアーカイブは、 イノベーションの基盤となり長期的に経済を支えるこ とができる一方、短期的にはその重要性が認識されづ らい側面があるため、基本法を制定して推進すること が必要だと考えています。

さらに、デジタルアーカイブを社会にとって価値あ るものにするには、全国の地域に根付いたものにしな ければなりません。東京中心ではなく、各地域が自律 的に文化的伝統を保存する枠組みの維持が、未来への 活力になるのです。

*デジタルアーカイブ学会ホームページ (https://digitalarchivejapan.org/)を参照。



吉見 俊哉 Shunya Yoshimi

東京大学 名誉教授/國學院大学 教授

1957年東京都生まれ。1987年東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取 得退学。東京大学新聞研究所助手、助教授などを経て、2004より東京大学大 学院情報学環教授(2023年3月退官)。東大副学長、ハーバード大学客員教授 なども歴任。2021年デジタル・アーカイブ学会会長就任。社会学、都市論、 メディア論、文化研究を主な専門とする。

『大学とは何か』(岩波新書)、『都市のドラマトゥルギー』(河出文庫)、『敗者と しての東京』(筑摩選書)、『東京裏返し』(集英社新書)、『知的創造の条件』(筑 摩選書)ほか、多数の著書がある。

| 学会概要

名称: デジタルアーカイブ学会

欧文名: Japan Society for Digital Archive ホームページ: https://digitalarchivejapan.org/ 学術研究領域: 情報学、社会学、経済学、地域研究

2017年5月1日 発足:

役員数: 291 刊行物: 学会誌

| 学会誌



誌名: 『デジタルアーカイブ学会誌』

Journal of the Japan Society for Digital Archive

資料種別: ジャーナル(査読付き論文を含む)

使用言語:和文(英文抄録あり)

発行頻度: 年4回 発行部数:850部/回

(構成/『Nextcom』編集部 森 京子 撮影/関 幸貴)

取材リポート

5年後の未来を探せ

大阪大学産業科学研究所准教授
松原 靖子さんに聞く

時系列ビッグデータを解析リアルタイムで未来を予測するAI

取材・文:江口絵理 撮影:伊藤善規 図版提供:松原靖子

機械の温度や圧力、装置の振動や音、心拍や体の様子

----。そんなシンプルなデータから、機械の調子や
人の健康状態の未来を予測する AI の研究が進行して
いる。大阪大学産業科学研究所の松原靖子准教授は、
今、注目を集めている深層学習 AI とは出自の異なる
未来予測 AI で、生産工程や多種多様な社会活動、健康管理の最適化が可能になる社会を目指している。

事前学習もチューニングも不要で 時系列データから未来を予測

未来を予測できる魔法があれば――。どれほど高度に管理しても、トラブルは必ず起きる。例えば工場なら、予期しないタイミングで急に機械が止まれば、大規模な工場であればあるほど大きなロスが発生してしまう。トラブルの発生をゼロにすることはできないにしても、いつ起きるかあらかじめ分かっていれば、ロスは最小限に抑えられるだろう。

松原靖子さんは、そんな願いに応える"魔法"を編み 出そうとしている。

「原点になったのは、大学院で、『えっ、どうなってるの? 手品みたいだね!』と見た人にびっくりしてもらいたくてやっていた研究だったのですが、学会発表で企業の方に『ぜひこれを使いたい』と声を掛けていただいたときにマインドががらりと変わりました。

学術的に面白いかどうかだけではなく、現場の方が使 える技術を目指して研究したい、と」

それから12年。松原さんらが作る「リアルタイム予測 AI」は、厳しく信頼性を求められる現場で使われ始めている。

Open AIやGoogleなどが提供しているAIは、事前に収集されたビッグデータをじっくり深層学習にかけてモデル化し、それに基づいて答えを出すが、松原さんらのリアルタイム予測AIは、その場で得られるシンプルなデータを瞬時に学習し続けることで未来を予測する。

例えば工場で、一つの機械の温度だけをずっとモニターしても、故障する日は予測できないだろう。内部圧力だけを見ていても分からないかもしれない。リアルタイム予測AIは、温度や圧力、振動や加速度など、普段からその工場で取っているデータをいくつも組み合わせて、そこから故障時に特徴的なパターンを見つけ出して、現在のデータに潜む故障の予兆とXデーを見つけ出す。

この技術によって、共同研究をしている半導体メーカー、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングの工場では、およそ13日前に故障の発生を予測できるようになった。それだけの猶予があれば、稼働スケジュールにメンテナンス日程を組み込んで、突然の故障による生産ストップを避けることができるだろう。



リアルタイム予測AIの特色は、データから特徴的 なパターンを抽出するための事前知識を与えることも、 個々の工場や機械ごとの細かいチューニングもなしで、 その場で取れるデータを学習して自動的に特徴を抽出 することだ。

「ある工場では使えたけれど別の工場で使うにはあら ためて専門家が現場に出向き、精緻にチューニングし ないといけないのでは導入しにくいですよね。私たち は、どの工場に入れてもすぐに精度よく使えるAIを 目指しています!

チューニングなしではさほど精度が出ないのではな いか、と不安に思われるかもしれないが、リアルタイ ム予測AIは組み込んだときからその環境に適応を始 め、すぐに精度を上げていく。むしろ、十分な事前学 習データや職人技のようなチューニングなしには精度 が上がらないのが深層学習の弱みともいえる。

リアルタイム予測AIは大規模なサーバーなどとの データのやりとりを必要とせず、組み込まれたAIが その場で自律的に学習・予測をするため、通信インフ ラがない場所で使われるショベルカーなど、現場の産 業機械一台一台にも入れることができる。

「世界各地で数多くの建設機械車両を販売されている コマツの方々によると、現場で故障が生じると、修理 や部品交換にかかる経済的な損失に加えて、車両が稼 働できないことによる現場のパフォーマンス低下など の多くの損害が生じてしまうそうです。でも、この AIで部品が壊れる時期が予測できれば、あらかじめ、 メーカーからユーザーに自社製品での部品交換を促す ことができます。使われ方によって部品劣化のスピー ドはまるで異なるので、部品の一般的な寿命は目安に なりにくく、だからといって営業の人が全ての現場に 出向いてこまめに現状を確認するのは不可能ですから」

さらに、大きな計算能力を必要としないため、省工 ネ化と小型化を図れるのも強みだ。人里離れた送電線 や橋に取り付け、振動データなどから破損や老朽化の 状況を監視したり、人の手によるメンテナンスが必要 になる時期を予測したりすることもできる。

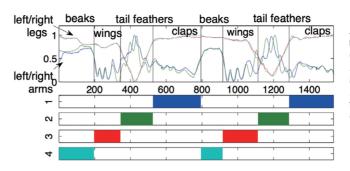
「いずれは、日常生活で使われる家電にも私たちの AIが組み込まれている世界をイメージしています | と 松原さんは言う。

脳のような深層学習AIと 細胞のような分散型AI

このように、同じAIと呼ばれていても、深層学習 によるAIと松原さんらのリアルタイム予測AIは骨組 みがまったく異なる。

今、主流の深層学習AIでは、事前に大量の訓練 データを準備し、「できるだけ全てのケースを網羅し たモデル | を作り、全てのユーザーがそのモデルを使

Figure 1 時系列データからのパターン抽出



ダンスをしている人の両手両足に付けた加速度センサーの時系列データから、ステップの切れ目と、類似したダンスステップのバターンを自動抽出する。この例では4種類のステップ(beaks、wings、tail feathers、claps)とその切れ目を発見

う。「できるだけ全てのケース」を網羅しやすい画像 認識や言語翻訳には向いているが、工場や建設現場の 機械、あるいは人間の体のように状態や状況が千差万 別で、例外的な現象や突発的な変動が起きがちなもの の予測はあまり得意ではない。

一方、共通のモデルによらず個別に学習して適応していくリアルタイム予測 AIは、その部分をカバーし得る潜在力を持っている。

また、「できるだけ全てのケース」を網羅する予測 モデルを作るには膨大な訓練データと計算コストを必 要とする。事実上、作り手は世界的なメガIT企業に 限られるだろう。一方、リアルタイム予測AIは、巨 大な計算能力が不要で、データはその場で取得するこ とから、巨大資本によらずに開発が可能という強みも 持つ。

さらに、深層学習によるAIサービスの多くは大規模サーバーで処理するため、通信がダウンすれば使えず、ユーザーがアップしたデータの管理もサービス提供企業に委ねざるを得ない。それに対してリアルタイム予測AIは、その場で得られたデータを解析するため、通信インフラの有無に左右されず、データ漏えい・拡散のリスクからも物理的に免れている。

エネルギーと時間をふんだんに注ぎ込み、知識を一点に集約する中央集権的な深層学習 AIと、低コストで、中央からの指令なくそれぞれの環境に素早く適応していく分散型のリアルタイム予測 AI。松原さんは両者を「人体でいえば、深層学習による AIは"脳"、私たちの AIは"細胞"です | と例えてみせた。

「私は、両者は共存できると思っています。連携すれば、精度の高さと、リアルタイム性や適応力を兼ね備

えた未来予測AIになるはずです」

複数の時系列データを組み合わせて 自動解析・予測するシステム

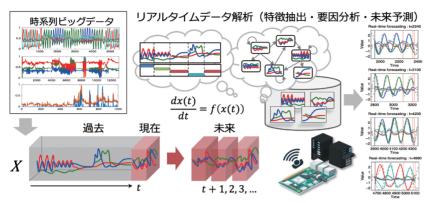
学術的な面から見ると、リアルタイム予測 AIが基盤とする技術と深層学習との一番大きな違いは「複合型時系列データストリーム」を扱うか否かだと松原さんは語る。

時系列データとは、現象を時間情報付きで表したデータのこと。例えば「ニューヨークにおけるタクシーの乗り降り」をデータとして扱うとき、1日に何回とか1週間で何回のようにまとめて扱うのではなく、1回の乗降ごとに時間情報付きで流れてくるような、刻々と変化し続ける複合的なデータ全てを対象とする。画像や言語に比べてデータとしての形はシンプルだが、それだけでは何に使えるのか、どう解析すれば意味のある情報が出てくるかは不明なことが多い。「実際、機械学習や深層学習の分野で、複合的な時系列データストリームをそのまま扱うことはほとんどありません」

なぜ、松原さんたちはそれを扱おうと思ったのだろう?

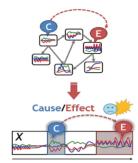
「私は機械学習や深層学習の研究者ではなく、専門は、データをどううまく扱うかを考えるデータマイニングなんです。時系列データを対象として、過去のパターンから『検索』によって現在のデータのパターンに似たものを見つけ出してくる手法はもともとありましたが、検索ではなく『学習』で特徴を取り出せないかと考えたのが私の研究の個性だと思います|

Figure 2 リアルタイム予測 AI の全体システム



時系列ビッグデータをリアルタイムで解析して、パターン抽出、データベース登録、要因分析をして未来予測 を行う

Figure 3 パターン間の因果関係解析



発見したパターン間の因果関係(要因:Cause と結果:Effect)を捉え、推移を予測する

リアルタイム予測AIは、流れてくる時系列データ の中から、特徴的なパターンを見つけ出してデータ ベースに登録する。新しいパターンが出てくるたびに 登録することを繰り返してどんどん賢くなっていく。 さらに、パターンの推移から因果関係を学習して未来 を予測する。それぞれの過程では、疫学や生物学、物 理学、経済学で使われている方程式も参考にし、さま ざまな統計モデルを賢く使ってモデル化し予測してい くシステムを作り上げた。

「機能をモデリングするのが好きで、統計モデルを作 るときにも、自然界の美しいモデルを参考にすると美 しいモデルが作れるんじゃないかと思って、いろんな ものを試しています」と松原さんは言う。深層学習を 利用した予測と比較すると、最大67万倍高速、約10 倍高精度に予測できるという。

とはいえ、この手法は、深層学習やデータマイニン グの各分野で多くの研究者がしのぎを削っている手法 に比べると、ずっと手間がかかる。「その分、研究が 論文になりにくいのですが | と、松原さんは苦笑いを する。

松原さんの目指すところは必ずしも、研究者の業績 の指標とされる「論文本数」ではない。

「学生のとき、エンジニア出身である櫻井保志教授 の、何より実用に堪える技術を作ることを重視する姿 勢に強く共感して、押し掛けのように弟子にしても らったんです。一般的な研究では論文が学術誌に掲載 されることがゴールですが、実際に現場で使ってもら えるかまで射程に入れるなら、十分な信頼性と使い勝 手の良さが必要です。査読を通れば終わりではなく、 そこまでこだわるのが研究者の使命だと思っているん

ですし

冒頭の大学院時代の学会発表を聞いて、最初に声を 掛けてくれたのがトヨタ自動車だった。その後、話を 持ち掛けてくれる企業はどんどん増え、今では十数社 と共同研究を行っている。

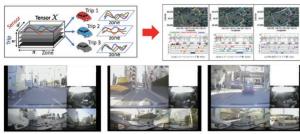
「現場の方から、今、何に困っていらっしゃるか、何 を必要とされているかをしっかりうかがい、それを解 決するために必要な技術は何だろうか、と考えるとこ ろから次の基礎研究のテーマが生まれていきます。『こ のAIをもっと小型化できませんか』『もっと省エネ化 できませんか』と聞けば、単なる小型化ではなくAI をコンピューターチップ化すればいいんじゃないかと 思い付き、実現するための研究がスタートするという ようにし

論文の本数は稼げないと言いながらも、松原さんの アカデミアでの活躍は目覚ましい。

コンピューターサイエンス分野のノーベル賞といわ れるチューリング賞を授与している国際学会ACMと 情報処理学会から、若手研究者向けの賞であるIPSI/ ACM Award for Early Career Contributions to Global Researchを、この賞が設置された2018年に受 賞。この分野のトップカンファレンスと呼ばれる国際 学会での発表経験も多いことから、2022年には科学 技術情報プラットフォームAMinerにおいて、AI分野 で最も影響力のある研究者ランキングデータマイニン グ分野の100人に選ばれている。国内の研究支援プロ グラムでも高い評価を受け、環境省から支援を受けた 自動運転AIの開発プロジェクトは、その成果から後 継プロジェクトへの道筋を確実に開いてきた。

自動運転AIというと、画像認識を主軸とした安全

Figure 4 自動車の運転パターンの解析



(a) 標準的な走行 (複数車線道路)

(b) 慎重な走行 (路地、横断歩道) (c) 複雑な走行 (交差点)

自動車の走行データに基づく高度な道路地図情報提供に向けた研究。速度、各 方向への加速度、運転手の操作などの走行データから、走行パターンを自動抽 出する。JAXA、トヨタテクニカルディベロップメントなどとともに進める

走行支援AIがまず思い浮かぶ。しかし松原さんのプ ロジェクトは、車載の加速度センサー等から取った データを複数組み合わせることで最適な省エネ自動運 転パターンを見いだすAIの開発だった。

「環境省の研究支援は環境保護に直接つながるものが 多く、自動車のAI開発への支援は非常に珍しいと聞 いていますし

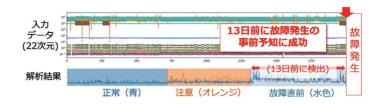
後継プロジェクトでは、火星や月での探査機の省エ ネ走行を支援する AIの開発を JAXA などと共に進め る。

「限られたエネルギーの中でできるだけ広い範囲を安 全に探索するにはどのようなルートをどのように走る べきかを予測するAIを作ろうとしています。地球と 月との間では通信のタイムラグが大きいので、地球上 のサーバーから指示を受けながら走るのは現実的では ありません。事前に最適ルートを決めておくとしても、 現場で臨機応変に対処しなくてはいけない事態も起き 得るでしょう。リアルタイムにその場で予測しながら 走るのに、私たちの予測技術を応用するプロジェクト ですし

人の健康状態や 社会現象の未来も予測

リアルタイム予測AIなら、データさえあれば人間 の体についても未来が予測できる。今は統計的に「こ のようなデータでこのような経過ならこのような予後 が一般的」といった予測を当てはめるしかないが、人 間の身体や疾患の様相は著しく多様で、個別に見ても 例外的な現象が多い上、分析が間に合わない緊急事態 も起こり得る。

Figure 5 半導体製造工場における機器の故障発生予測



半導体製造工場で、22種類のデータから特徴的バターンやその変化点を捉え、 13日前に機器の故障発生を予測(ソニーセミコンダクタマニュファクチャリン グとの共同研究)

「昨年始まったばかりの研究プロジェクトでは、大阪 大学医学部附属病院の産科婦人科と連携して未来予測 AIを開発しようとしています。妊婦さんのおなかに 貼るセンサーで母子の状態を計測して、そのデータを スマホアプリで学習し、体調変化の予兆を検出する技 術です!

スマホアプリによる体調診断AIはよく見かけるが、 ネット経由でアップした個人のデータを基に、事前学 習した大規模データから得られた「最大公約数」的な 分析の結果を教えてくれるものが多い。それに対して、 松原さんらが開発しようとしている技術では、個々人 のセンサーから得られたデータから個々人のスマホア プリが学習し、即時に未来を予測する。

「出産予定日を予測できるだけでなく、妊婦さんや胎 児の異常を検出することができます。例えば、臨月に おなかがものすごく痛くなったとき、妊婦さん自身に は、自分や胎児に何かの異常事態が起きている故の痛 みなのか、それとも本陣痛の前に起きる前駆陣痛なの かは分かりません。救急車を呼ぶべきか、落ち着いて から病院に行くべきか、それとも痛みが治まるのを 待っていればいいのか。そのようなとき、スマホアプ リ内のAIが、おなかに付けていたセンサーで取って きた母子の心拍やおなかの張りのデータと現在の状態 のデータをすり合わせて解析し、異常事態か否かを教 えてくれるのです|

心臓血管外科や脳神経外科、消化器外科との連携も 進んでいる。例えば、心不全患者の心臓をセンサーで 常時モニターし、小型のエッジ端末に入っているAI で急性増悪の予兆を検知する。あるいは、てんかん患 者の脳に埋め込む医療デバイスの中に入れて、発作が 起きる前にアラームを出す、といった技術だ。

Figure6 医療 IoT遠隔診断システムのイメージ



Figure7 エッジAIの開発



クレジットカードサイズの小型 コンピューターへのリアルタイ ム予測 AIの実装を実現、チップ 化を目指している

各種医療機器からのデータ をリアルタイムで解析し、 診断や治療に生かす方法を 探る研究もスタートさせて いろ

そのためにはAIのハードが人体埋め込みデバイスに入れられるほど小型になっていなくてはならない。

「小型化については医療分野に足を踏み入れる前から多くの企業さんからご要望をいただいていて、現状ではRaspberry Pi (クレジットカードサイズの小型コンピューター) でも私たちのAIを動かせるようになっていますが、医療応用にはチップ化が欠かせません。このプロジェクトが終わる5年後にはめどが立てられればと思っています|

特殊なデータが取れなくても、職人技のAIチューニングをしなくても、センサーとチップがあれば自律的にチューニングが進み、予測ができるのならば、適用範囲は大幅に拡大するだろう。

「実は、センサーがなくても、目に見えるものでなく ても私たちのAIは学習・予測できるんです」と松原 さんはさらりと言う。

例えば、インターネット上の情報伝搬の予測や、ある人のネットアクセスの状況から翌日にその人がどのサイトにアクセスするか、といった予測もできる。新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりの様子を予測することにも成功している。

「これまで、複数の企業の方々から新商品やサービスがSNSでどのように受け取られているかをリアルタイムに学習できないか、ご相談を受けています」

スタートアップで 社会変革を加速したい

松原さんらは今、企業からのそのような相談に一件 ずつ対応しているが、研究や教育の傍ら、多くの企業 からニーズを聞き出し、必要とされる技術を考え、新 たな研究テーマとして作り上げていくには数に限界がある。

「より組織的にそうしたサイクルを回して新たな技術につなげるために、そして、まずは多くの企業さんの現場で使っていただける未来予測ソフトウエアを作って社会に届けるために、今、大学内スタートアップを立ち上げようとしています」

学会でリアルタイム予測AIについて発表すると、中小企業の人から「設備やセンサーが行き届いている大企業のスマート工場と違って、うちには予測に必要なデータがきっとないから、この未来予測AIを使いたくとも使えないだろうな……」と残念がる声を聞くこともある。松原さんはその声に、「大丈夫です!このセンサーとチップのセットを設置するだけで学習と予測が始まりますから」と答えたい、と意欲を見せる。まずはソフトウエアを世に出したら、次はチップ、そしてセンサーとチップのセットから成るエッジAI(遠隔地のサーバーなどではなく、データ発生源の近くで処理を行うAI)の開発だ。

「スタートアップ企業のエントランスに、AIハードウエアの実物を展示できたら……なんて夢見ています。最初はデスクトップコンピューターだったものがスマホになり、次にRaspberry Piとだんだん小さくなって、最後は数ミリ四方のチップ、という順に並べたいですね」

大企業のスマート工場だけでなく、日本中の町工場でも。半導体製造工場から人体まで。目に見えるものに限らず、社会現象や情報の伝わり方も。森羅万象を対象にリアルタイムに未来を予測するAIは、産業活動や社会活動、健康管理を最適化する"魔法"になるかもしれない。

2023 The Society for Risk Analysis Annual Meeting J 参加報告

石橋 真帆

東京大学 大学院 情報学環総合防災情報研究センター 特任助教

2023年12月10~14日、アメリカのワシントンD.C.にて 2023 The Society for Risk Analysis Annual Meetingが開催された。

学会の概要

The Society for Risk Analysisは1980年に設立され、 学術誌「Risk Analysis」の発行を担うとともに、今日 までリスク研究に大きな影響を与え続けている伝統的 な学会である。本学会では、議論される「リスク」は 多岐にわたる。例えば、気候変動や PFASによる水質 汚染、自然災害、AIによる誤情報の流布、ワクチン、 食品リスクなどさまざまである。議論する研究者の立 場は、リスク評価機関に在籍するプラクティショナー と大学の研究者が多い。筆者の肌感では、研究の方 向性としてリスクを「どう評価することが適切か」と いう研究と、リスクを「どうコミュニケートしていく べきか」という視点を持つ研究がおおよそ半数程度と いったところであった。このように、本学会はリスク に関する理論的、実践的な知見、双方の共有に力点が 置かれた学会といえる。

日本国内の学会しか参加経験がなかった筆者が最 も面食らったことは、学会の行程である。学会は5日 間にわたり行われたが、最初と最後の2日間はワーク ショップであった。そして、学会大会自体は最長朝7 時から夜8時まで開催された。ただし、朝一から発表

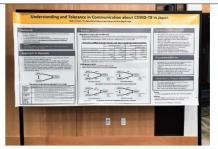
をするわけではない。本学会では朝食、昼食、夕食時 が全て貴重な学術交流の機会として設定されていた。 朝は学生や若手研究者が朝食を食べながらネットワー クを構築する時間であり、夜は研究者たちがライト ミールを食す傍らでポスター発表が行われた。本学会 において学問と社交の境界はシームレスであり、かな りリラックスした空間の中で自由闊達な議論が繰り広 げられていた。これらは、筆者にとってはかなり異文 化を感じる体験であった。

リスクの普遍性と地域性

本学会が多分野かつ多テーマを扱うものであり、学 際的な傾向を持つものであることはすでに述べた通り である。これらに加えて、国際学会にとってはあまり に一般的な性質である、「国際性 | はリスク研究者に とって大きな刺激となる。なぜなら、リスクに対応す る方策としてローカルかつユニークな多くの個別事例 について見聞を深めることができるからである。特 に、地域レベルで対応せざるを得ない感染症や自然災 害についてはその土地の地理的状況や、使える行政の リソースによって大きく政策が異なる。よって、全世







学生・若手研究者の朝食会場

ポスターセッション

発表ポスター

界のリスク研究者が集う本学会は、共通する課題につ いて、自国には見られない新たな解決方法やフレーム ワークを吸収し研究の糧とする絶好の機会であった。

なお、筆者の報告は"Understanding and Tolerance in Communication about COVID-19 in Japan"という 題目にて、COVID-19パンデミックにおける社会的コ ンフリクトの解消メカニズムを分析するものであっ た。詳しくは、「感染症対策か、経済か」といった議 論やワクチンについてパンデミック下で議論が紛糾し たことを事例として、いかなるメディア利用環境にお いても、自身の立場と異なる意見に接触することが、 その意見に対する理解度を高め、寛容な心理へとつな がるという分析を報告した。自身の報告の際には、台 湾よりいらした先生が熱心に発表を聞いてくださり、 より細かい分析の必要性や、解釈の方向性について洞 察に富んだ指摘をいただいた。その上で、その先生も メディア・コミュニケーションに関して研究を行って おり、興味を持っていただいたとのことで、自身の研 究領域が日本以外の国とも接続しているという安心感 を得られた。

その他の発表に関して、自身と同様のテーマに関す る報告は見受けられなかった。しかし、洪水や津波な どの大規模リスク・イベント時における情報マネジメ ントやリスク・コミュニケーション、それに関する取 り組みや調査についてアメリカやチリなど他国におけ る事例の報告があった。ソーシャルメディアの普及に よる情報の混乱や、リスク情報の伝え方など、あらゆ る国は同様の課題を共通して抱えている。しかしなが ら、それとどのように向き合うかという方策は国に よって異なっており、メディア・コミュニケーション

を関心領域とする筆者にとってはあらゆる事例が興味 深く、大きな学びとなった。

おわりに

本学会は筆者にとって初めての国際学会であり、非 常に有意義な時間を過ごすことができた。こういった 心理には、多くの海外の研究者と知り合い、議論がで きたというポジティブな経験に加え、自身と海外の研 究者の間に、知識量や研究に対するアクティブさにつ いて、ギャップを感じたという歯がゆさもまた、含ま れている。今後は本学会における経験を基に、視野を 広げ、一層研鑽を積みたい。なお、今回の海外渡航に 際しては KDDI財団により助成をいただいた。改めて 感謝を申し上げる。



Maho Ishibashi 石橋 真帆

東京大学 大学院 情報学環総合防災情報 研究センター 特任助教(現) 同大学院 学際情報学府 博士課程(学会

東京大学大学院学際情報学府博士課程修 了(社会情報学)。2024年4月より現職。 専門は社会心理学、メディア・コミュニ ケーション、リスク・コミュニケーショ ン。関心領域は自然災害やパンデミック などの大規模リスク・イベント時に関す る市民のメディア利用と心理。方法論と して、量的調査によるデータ収集と統 計分析を主に用いる。近年の成果とし て、COVID-19パンデミック下におけ る人々の情報行動やリスク認知に関する 論文が『災害情報』『リスク学研究』に掲 載されている。

Sustainability in the Digital Transformation | 参加報告

Ornicha Boonpanya

早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 博士課程

2023年11月16~17日に、デンマークのコペンハーゲンで 「Sustainability in the Digital Transformation」をテーマとする学会が開催された。

学会の概要と参加セッション

デンマークのコペンハーゲンにあるAalborg大学 で開催された「デジタル変革における持続可能性、 Sustainability in the Digital Transformation」という テーマの学会に発表者として選ばれ、参加した。本学 会は、2023年11月16日から17日にかけて、Aalborg大 学、IDAコネクト、および WWRFの共同主催で開催 された。この学会の焦点は、デジタル変革における主 要な促進要因の役割に関するものであり、特に SDGs (持続可能な開発目標)に注目したものである。

今回は合計で五つの論文セッションとパネルディ スカッションに参加した。オープニング・セッション ではロンドン大学 Prof. Tim Unwinによる基調講演 「(Un)sustainability in the Digital Transformation」 であり、彼の研究は、主にデジタル技術の使用によっ て引き起こされる不平等に焦点を当てていた。持続可 能性と発展とは両立しないように見えるが、それは人 間の活動がアンバランスを引き起こすため、資源利用 や人口の増加の点で持続可能性になり得ないためであ ることを示唆している。

論文セッション1では、Prof. Knud Erik Skoubyが

スマートカーのプライバシーについて、そして持続可 能性とプライバシーデータの信頼に関する課題につい てのプレゼンテーションを行った。われわれが車でど れだけ長い時間を過ごしているのか。一方で、その時 間にスマートカーによって収集されるデータに自ら所 有権を持たないことに気付かされた。

論文セッション2では、環境キャンペーンにおける エコ・インフルエンサーに関するプレゼンテーション が行われ、情報交換にデジタルツールを利用するとい う観点で非常に興味深い示唆を得た。どのタイプのエ コ・インフルエンサーが関与を生み出すかの洞察を基 に、彼らがデジタルプラットフォームを使って人々の 行動にどのように影響を与えるかについて分析した。

研究発表と貴重なコメント

論文セッション3では、自らが三友仁志教授と共に プレゼンテーションを行った。情報露出の影響と環境 に関する懸念と行動の間のギャップについて心理学的 観点からの研究である。私たちの研究は、環境への関 心と環境に配慮した行動のギャップの背後にある要因 を探ることを目的としている。調査テーマは、「関心





オープニングセッション

自身の発表

と行動のギャップに関連する心理的要因の相互作用」である。幸いなことに、Prof. Tim Unwinを含む多くの参加者から重要かつ建設的なコメントを受け取ることができた。彼からは、結果がグループ間および地域的およびグローバルな視点の両方で異なるかどうかを検討することの提案を受けた。もう一つの意見は、実際の行動の測定方法に関してであり、将来の研究の重要な示唆を得た。

論文セッション以外にも、二つのパネルディスカッションがあった。人々を巻き込んだデジタル変革について議論があった。5Gの使用事例とシナリオを使い、デンマークの接続・非接続の権利について紹介されていた。そこでの課題は、効率を上げながらどのようにエネルギー使用量を減らすかである。

論文セッション4では、電子廃棄物と環境への影響力について学んだ。電子廃棄物が適切に管理されれば、資源使用の効率化が可能である。これは異なるステークホルダーが関与する話となり、中小企業のような小規模プレイヤーもその影響を受ける。

Prof. Morten Falchは、北欧バルト地域における中小企業のサイバーセキュリティ戦略の現状と、それらがどのように改善され得るかについて発表を行った。そこでは資源と認識の限界が主要な課題であると仮定されており、それに対してエコシステム全体が一緒に前進するためにはさまざまな協力が非常に重要だと考えた。

最後の論文セッション5では、ガーナにおけるデジタル化の実際の事例についての発表であり、発展途上国におけるDXの在り方について洞察を得た。また、Prof. Anders Hansen Hentenからのコミュニケーションインフラに関する洞察も得られた。

まとめ

自身の研究テーマにつながる ICTに関する新たな動きおよび持続可能性のトピックに関心を持った。今回参加した学会では、学術界や業界の専門家による最新の研究と新興 ICTの技術トレンドに関連するさまざまなトピックについてのプレゼンテーションが行われた。

本学会は、博士学生として参加し得る最高の機会の一つであり、また私にとって初めての海外での学会でもあったので、この経験によって新しい視点の気付きを得、自身の研究を進展させることができた。さらに他の専門家、学者、および業界のプロフェッショナルの前で発表することに挑戦する大変良い機会となった。この経験を基に、将来の学術界で高いレベルで活躍し、社会に寄与できると強く実感している。

最後に、私の共著者であり指導教員である三友教授に、研究のご指導とこのプレゼンテーションの実現に関して感謝したい。公益財団法人 KDDI財団の海外学会等参加助成により、この貴重な会議に参加できたことに心からの感謝を表します。



オルニカ ブンパンヤー

Ornicha Boonpanya

早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 博士課程

Chulalongkorn大学の文学部を学士号で卒業。その後、早稲田大学のアジア太平洋研究科で修士号を取得。サステイナビリティやESGを推進するタイ証券取引委員会(SEC)にて3年半の勤務の後、早稲田大学アジア太平洋研究科にて博士課程在籍。主な研究テーマは「持続可能な行動変化のためのICT」。

「Nextcom」 論文公募のお知らせ

本誌では、情報通信に関する社会科学分野の研究活動の活性化を図るため、新鮮な視点を持つ研究者の方々から論文を公募します。

【公募要領】

申請対象者:大学院生を含む研究者

*常勤の公務員(研究休職などを含む)の方は応募できません。

論文要件:情報通信に関する社会科学分野の未発表論文(日本語に限ります)

*情報通信以外の公益事業に関する論文も含みます。 *技術的内容をテーマとするものは対象外です。

およそ1万字(刷り上がり10頁以内)

選考基準:論文内容の情報通信分野への貢献度を基準に、Nextcom監修委員会が選考します。

(査読付き論文とは位置付けません)

公募論文数: 毎年若干数

公募期間: 2024年4月1日~9月10日

*応募された論文が一定数に達した場合、受け付けを停止することがあります。

選考結果: 2024年12月ごろ、申請者に通知します。

著作権等:著作権は執筆者に属しますが、「著作物の利用許諾に関する契約」を締結していただきます。

掲載時期:2025年3月、もしくは2025年6月発行号を予定しています。

執筆料:掲載論文の執筆者には、5万円を支払います。

応募:応募方法ならびに詳細は、以下「Nextcom」ホームページをご覧ください。

その他:1. 掲載論文の執筆者は、公益財団法人KDDI財団が実施する著書出版助成に応募することができます。

2. 要件を満たせば、Nextcom論文賞の選考対象となります。

3. ご応募いただいた原稿はお返しいたしません。

「Nextcom」ホームページ

https://rp.kddi-research.jp/nextcom/support/

問い合わせ先:〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー

株式会社 KDDI 総合研究所 Nextcom 編集部

E-mail:nextcom@kddi.com

2024年度 著書出版・海外学会等参加助成に関するお知らせ

本誌では、2024年度も公益財団法人KDDI財団が実施する著書出版・海外学会等参加助成に、 候補者の推薦を予定しています。

【著書出版助成】

助成内容:情報通信に関する社会科学分野への研究に関する著書

助成対象者:過去5年間にNextcom誌へ論文を執筆された方

助成金額: 3件、各200万円

受付期間: 2024年4月1日~9月10日(書類必着)

【海外学会等参加助成】

助成内容:海外で開催される学会や国際会議への参加に関わる費用への助成

助成対象者:情報通信に関する社会科学分野の研究者(大学院生を含む)*

助成金額:北米東部 欧州 最大40万円 北米西部 最大35万円 ハワイ 最大30万円

その他地域 別途相談 (総額150万円)**

受付期間: 随時受け付け

*常勤の公務員(研究休職などを含む)の方は応募できません。 Nextcom誌に2頁程度のリポートを執筆いただきます。

**助成金額が上限に達し次第、受け付けを停止することがあります。

推薦・応募:いずれの助成も、Nextcom監修委員会において審査・選考し、公益財団法人KDDI財団へ推薦の上、 決定されます。応募方法ならびに詳細は、以下「Nextcom」ホームページをご覧ください。

「Nextcom」ホームページ

https://rp.kddi-research.jp/nextcom/support/

問い合わせ先:〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー

株式会社 KDDI 総合研究所 Nextcom 編集部

E-mail:nextcom@kddi.com

情報通信の歴史探訪

0

N

Hono Hawaii)

*Ame

Aust

一世を風靡した 「国際交換嬢

1934年9月27日、東京~マニ ラ間で日本初の国際電話サービ スがスタートした。当時、話題 をさらったのが「国際交換嬢」。 電話局の市外交換課から7人を 抜てきしたほか、女子大など の卒業生から5人、さらに各方 面から英語に堪能な女性を三十 数人採用し、開通前年から養成 所でオペレーター業務の特訓を 行った。

WASHINGTON

国際交換嬢に求められる能力 レベルは非常に高く、英語はも ちろん、オランダ語、中国語、 ドイツ語も学習しなければなら なかった。

「美声の持ち主」であること も重要とされた。逓信省(郵便、 通信、運輸を管轄していた)が 先生に選んだのは、ボストンの

音楽学校で声楽とピアノを学び、 在米18年のキャリアを持つ今 井浩子氏だった。語学堪能なだ けでなく、「声の美人」を養成し たいというのが、逓信省の方針 だったのだ。

当時の新聞は今井氏を「世界 の空を駆ける電波に咲く花、声 の美人のお師匠さん」、国際交 換嬢を「選ばれた声の美人、い ずれも英語は達者」などと紹介 している。「声の美人」は新しい 職業として、アメリカの新聞に も取り上げられるほどの注目ぶ りであった。彼女たちの待遇は、 当時の男性サラリーマンの水準 を上回っていたという。

東京~マニラ間の開通式での 親善交換ラジオ放送では、国際 交換嬢全員がNHKに出向き、山 田耕筰氏らの指揮で「蛍の光」 や「荒城の月」、当時のヒット曲 だった「希望のささやき」などを



語学堪能であるほか、美吉当時、話題となったのが「日本で国際電話サービスが 美声の持ち主であることが求められたエリート女性たちであった。 国際 交換嬢 したのは ごこと、 オペレーターである。 昭 和 9 年の7

> 東京~マニラ間の国際電話 開通式における親善交換ラ ジオ放送の様子。山田耕筰 氏(右端)の指揮で国際交換 嬢たちが合唱を披露した

際電話黎 した「声の美人」たち

46 Nextcom Vol.58 2024 Summer

Watth out the

国際電話のほか国際放送にも 使われた、国際電話株式会 社の小室受信所(1934年ご ろ)。埼玉県北足立郡小室村 にあり、局舎内には受信機5 台、電源設備、周波数測定装 置、送信中継器などが配置さ れていた

FRANZ JOSEF









ラ間を皮切りに、1937年末までには、ほぼ世界の主要な地 域との通話が可能になった

合唱し、歌声がマニラに届けら れた。

当時の通話料金は1分35円。 公務員の初任給が75円という時 代だったから、かなりの高額で ある。個人の利用はほとんどな く、報道関係や証券会社などビ ジネスでの利用に限られていた。 国際交換嬢は備え付けの「課金 計 | で会話の時間を計って手作 業で集計し、料金を算定してい た。通話時間は最大で12分まで と定められていた。

「海外放送 | と「国際放送 |

当時、日本の国際電話を担っ たのは国際電話株式会社。無線 電話網で先行する欧米諸国に危 機感を感じた日本政府の主導に より創設された会社である。こ の国際電話株式会社の事業に

は、国際電話のほかに放送中継 業務があった。当時は「海外放 送 | と 「国際放送 | という言葉が 使い分けられていた。海外放送 は海外在住の日本人をねぎらっ たり、一般外国人向けに日本文 化の紹介などを目的としたもの。 一方、国際放送は国際間の中継 放送を契約によってあらかじめ 協約して実施されるもの、で あった。

当時、海外放送の電波の強さ は国力に比例し、国を代表する "見えざる大使"ともいわれるほ どだったという。

1934年6月には、台湾、朝鮮、 満州に向けて国内放送番組の中 継放送がスタート。各国からも 反響があったほか、特に海外に いた日本人から喜ばれたことか ら、1935年に正式に「海外放送」 として短波放送が開始された。

国際放送は1934年4月にフィ リピン、ジャワ(現在のインド ネシア)、シャム(同タイ)、満 州、アメリカとの間で「天長節 祝賀交換放送 | を行ったのが最 初である。

その後、NHKの編集した番 組を電話送信機でしばしば放送 するようになり、これも好評だっ たため、時間延長や放送地域の 拡大に力を入れた。

1936 (昭和11)年夏のベルリ ンオリンピックでは、国際電話 回線を通じて競技の模様が次々 と送られ、国際交換嬢は想像 を絶する忙しさだったという。 今なお語り継がれている女子 200m平泳ぎ決勝の「前畑がん ばれ」の実況も、このときに行 われた歴史的放送である。

取材協力: KDDI MUSEUM

Maria March

明日の言葉

人生は短く、医術は長い ……ヒポクラテス

妻はヒポクラテス

「人生は短く、医術は長い」* 病院の待合室で、私はヒポク ラテスの言葉を嚙みしめた。

妻の定期受診に付き添っているのだが、待ち時間が長い。 午前11時の予約を入れたのに、 すでに午後3時を過ぎている。 前に座る女性も「こんなに待た されたら具合が悪くなっちゃう」 とぼやくように、もとより具合 が悪いから病院にいるわけで、 これでウイルスにでも感染した ら、それこそ医原病ではないか。

とはいえ、医師も好き好んで 私たちを待たせているわけでは ないだろう。ヒポクラテスが言 うように医術とは患者から症状 などを「聞き出すこと」。空気 や水などの生活環境も知る必要 があり、さらには夢も診察すべ きだと指南している。

なんでも人は寝ている間に魂が目覚めるという。魂が体の部位で活動を始め、それが夢となって現われる。海が荒れる夢は腹部の病気、奇妙な形の物体を見ると胆汁などの疾患、険し

い山登りの夢を見たら、分泌物の異常を疑うべきらしい。そこまで問診すれば時間がかかるのは当然で、さらに「断定は禁物」だと釘を刺す。疾患はしばらくすれば落ち着くので、早まって処置を施してはいけないと警告するのだ。

医術は長い。長いからこその医術で、私の知人(90歳)などは、医師から「どうされましたか?」と訊かれ、「2歳の時に麻疹にかかって……」とそれまでの病歴を延々と語った。超高齢化社会は各自の病歴も長くなる社会であり、医術はますます長くなっていくのだろう。

などと考えながら待っていると、ようやく妻が呼ばれた。医師はパソコン画面を見たまま「いかがですか?」と訊いたきり、ほとんど話をしなかった。もっぱら妻が症状を詳細に説明し、「おそらく日頃の運動不足が原因ですね」などと自ら診断し、医師はただ「了解です」とうなずいた。どっちが医師なの

髙橋秀実

article: Hidemine Takahashi

ノンフィクション作家。1961年横浜市生まれ。東京外国語大学モンゴル語学科卒業。 『ご先祖様はどちら様』で第10回小林秀雄賞、『「弱くても勝てます」開成高校野球部のセオリー』で第23回ミズノスポーツライター賞優秀賞受賞。他の著書に『からくり民主主義』 『趣味は何ですか?』『損したくないニッポン人』『定年入門』『悩む人』『道徳教室』など。近著は『おやじはニーチェ 認知症の父と過ごした436日』(新潮社)。 かよくわからないやりとりなのだが、ヒポクラテスも診断とは「自分自身に起きたことを思い出す」ことだと言っていた。自身の魂が想起する。これこそまさに「セルフ・メディケーション」ではないだろうか。

「じっとしていられないの?」 待っている間、私は何度も妻 に叱られた。落ち着きがなく、 介護者として失格だそうで、ヒ ポクラテスも「若い時に身長が 高いのは、自由人らしく見栄え もよいが、年をとると不便」と 指摘していた。スペースの限ら れた婦人科の待合室で図体のデ カい私は迷惑だった。私が付き 添っているのではなく、彼女に 付き添われて介護しているよう だし。

*『ヒポクラテス医学論集』(國方栄二編訳 岩波文庫 2022年)

背景

ヒポクラテス (BC460年頃~BC375年頃) は、迷信を排し臨床を重んじる科学的医学 の基礎を築いた古代ギリシャ人。医師の倫 理についても論じ、「ヒポクラテスの誓い」 は医学校の卒業式などで朗読されている。

編集後記

今号の特集「医療データとその利活用」はいかがでしたでしょうか? 医療データの利活用と個人の権利・利益の保護のバランスをどう保つか、その課題と解決に向けた現場での先端的な取り組み、法整備の面で先進的な欧州の動きを見てきました。医療データの利活用にはデータの収集が必要です。さまざまなデジタルリテラシーの患者がいる環境の下、医師と患者の対話が重要な診療の場では、双方に負担をかけず、対話を通じた信頼構築・維持を妨げない、収集方法・技術の必要性を感じました。次号は「フェイクメディア」(仮)を取り上げます。ご期待ください。(編集長:吉原貴仁)

Nextcom (ネクストコム) Vol.58 2024 Summer 2024年6月1日発行

監修委員会

副委員長 川濵 昇(追手門学院大学 法学部 教授/京都 大学 名誉教授)

委員 依田 高典(京都大学 大学院 経済学研究科(五十音順) 教授)

田村 善之(東京大学 大学院 法学政治学研究科 教授)

舟田 正之(立教大学 名誉教授) 山下 東子(大東文化大学 経済学部 教授)

発行 株式会社 KDDI 総合研究所

〒 105-0001

東京都港区虎ノ門2-10-4オークラプレステージタワー URL: www.kddi-research.jp

編集長 吉原貴仁 (株式会社KDDI総合研究所) 編集協力 株式会社ダイヤモンド社 株式会社メルプランニング 有限会社エクサピーコ (デザイン)

印刷 瞬報社写真印刷株式会社

本誌は、わが国の情報通信制度・政策に対する理解を深めるとともに、時代や環境の変化に即したこれからの情報通信制度・政策についての議論を高めることを意図しています。 ご寄稿いただいた論文や発言などは、当社の見解を示すものではありません。

- ●本誌は当社ホームページでもご覧いただけます。 https://rp.kddi-research.jp/nextcom/
- ●宛先変更などは、株式会社 KDDI 総合研究所 Nextcom編集部にご連絡をお願いします。 (E-mail: nextcom@kddi.com)
- ●無断転載を禁じます。



右側のQRコードからアンケートの ご回答をお願いします。 回答期間は冊子の発行日から1年間です。 なお、アンケートには氏名など 個人情報を記入しないようお願いします。









